

提出年月日 令和 7 年 2 月 1 日

学 籍 番 号 202340005

氏 名 翁 恵子

自己株式を発行会社へ遺贈した場合の課税関係

～資産税を中心に～

目 次

はじめに	1
第 1 章 遺贈と遺留分	5
第 1 節 遺贈の効力	5
第 1 項 概要	5
第 2 項 包括遺贈	6
第 3 項 特定遺贈	7
第 2 節 遺贈の効力発生時期	8
第 3 節 遺留分制度	8
第 1 項 概要	8
第 2 項 遺留分権利者	9
第 2 章 みなし譲渡所得課税	10
第 1 節 概要	10
第 1 項 創設背景及び沿革	10
第 2 項 担税力の有無	15
第 3 項 小括	17
第 2 節 みなし譲渡所得課税の納税義務者	18
第 1 項 現物資産の遺贈が行われた場合	18
第 2 項 換価遺贈が行われた場合	23
第 3 項 小括	26
第 3 章 遺留分侵害額請求が行われた場合の みなし譲渡所得課税	28
第 1 節 金銭を支払った場合	30
第 2 節 遺贈資産の一部を現物返還した場合	31

第 3 節	代物弁済をした場合	3 3
第 4 節	小括	3 4
第 4 章	現行法令における対応方法の考察	3 6
第 1 節	負担付死因贈与	3 6
第 2 節	負担付特定遺贈	3 8
第 3 節	第二次納税義務者	3 9
第 4 節	第三者納付	3 9
第 5 節	遺言書作成時の工夫	4 1
第 6 節	小括	4 2
第 5 章	みなし贈与課税	4 3
第 1 節	概要	4 3
第 1 項	みなし贈与財産の対象	4 3
第 2 項	沿革	4 6
第 2 節	その他の利益の享受	4 7
第 1 項	趣旨	4 7
第 2 項	適用要件	4 8
第 3 節	相続税法基本通達の概観	5 3
第 1 項	9-2（株式又は出資の価額が増加した場合）	5 3
第 2 項	9-4（同族会社の募集株式引受権）	5 5
第 3 項	9-6（合同会社等の増資）	5 6
第 4 項	9-7（同族会社の新株の発行に伴う失権株に係る 新株の発行が行われなかった場合）	5 6
第 4 節	小括	5 7
第 6 章	自己株式を発行会社へ遺贈した場合の課税関係	5 9

第 1 節	遺贈者	5 9
第 2 節	受贈者	6 0
第 1 項	法人の課税関係	6 0
第 2 項	時価の算定日	6 1
第 3 項	遺留分侵害額請求の支払いに係る課税の取り扱い	6 2
第 3 節	既存株主	6 3
第 1 項	みなし贈与課税の考察	6 3
第 2 項	判例考察-希薄化損失とみなし贈与課税-	6 4
第 3 項	判例考察-持分比率減少と経済的価値移転-	6 7
第 4 項	時価の算定日	6 8
第 5 項	事例への当てはめ	7 0
第 4 節	小括	7 1
結びに代えて		7 3
参考文献一覧		7 6

はじめに

1. 研究の目的

日本における相続税の創設は日露戦争の戦費調達を起源とし、ヨーロッパ諸国に倣い、恒久的な制度として 1905 年に導入された。1950 年のシャウプ勧告などの数次の改正を経て今日の制度に至る。特に「家」制度の廃止により、1947 年シャベル勧告において、家督相続における優遇課税が廃止された。近年では、家督相続や親族内承継に拘らず、独身者の増加、少子高齢化や多様な価値観により、第三者への遺贈が増加傾向にある。

そこで本研究では、今後も増加するであろう第三者への遺贈に係る課税関係について研究する。なお、遺贈といっても範囲が広範に及ぶため、研究範囲としては、問題意識を持つきっかけとなった、自己株式を発行会社へ遺贈した場合の課税関係のうち、資産税を中心に検討する。

2. 研究の概要

(1) みなし譲渡所得課税の納税義務者

自己株式の発行会社への遺贈は所得税法 59 条に該当するため、未実現のキャピタル・ゲインに対して課税される。では、受遺者である法人はみなし譲渡所得課税の納税義務を負うのであろうか。遺贈は大きく分けて「包括遺贈」と「特定遺贈」の 2 つに分類（民法 964 条）されるが、包括遺贈である包括受遺者は、「相続人と同一の権利義務を有する」（民法 990 条）ため、包括遺贈により自己株式を受贈した法人は、納税義務を承継する。一方で、特定遺贈の場合は、国税通則法 5 条に包括遺贈についての記述はあるが特定遺贈について何ら触れられていないことから、特定受遺者は納税義務が承継されず、遺贈対象となった資産を承継していない相続人が納税義務を負うことになる。また、包括遺贈であったとしても遺贈割合

に応じた納税義務の承継となり、遺贈対象となった資産を承継していない相続人にも遺贈割合に応じた納税負担が生じるため、特定遺贈と同様に担税力や課税の公平の観点から問題であると考ええる。

次に、現物資産の遺贈との比較として、換価遺贈を考察する。換価遺贈における換価行為が遺言者の意思であるならば、換価行為は被相続人の行為に帰属すると考える。従って、換価によるキャピタル・ゲインの清算は実際に利益が実現しているため、換価に伴う譲渡所得税の支払い後の残金を遺贈する遺言内容であれば、担税力や課税の公平は保たれる。換価による遺贈であっても、同様に譲渡所得税の負担を経済的利益を享受している受遺者に負わせることができないか検討する。

(2) 遺留分侵害額請求が行われた場合のみなし譲渡所得課税

民法改正により、遺留分の請求が物権的請求権から金銭債権化されたことで、新たな不合理な課税関係が生じることとなった。遺留分侵害者が、遺留分に相当する①金銭を支払った場合、②遺贈資産の一部を現物返還した場合、③代物弁済をした場合とで課税関係に違い生じたのか考察をする。①に関しては単なる債務の履行であるから課税関係は発生せず、②及び③に関しては、課税関係は同様となった。

しかし、金銭の支払いが困難な場合に、上記②遺贈資産の一部を現物返還する場合を選択することが想定されるが、現行法令上、現物資産を譲渡する扱いと同様であり、譲渡所得税が課税されてしまう。これは、遺留分侵害者への過度な税負担を与えることとなり、担税力の観点から問題ではないだろうか。当該遺贈資産の現物返還は民法改正前と同様に、譲渡がなかったものとする取り扱いが妥当であると考ええる。また、所得税基本通達 33-1 の 6「遺留分侵害額の請求に基づく金銭の支払に代えて行う資産の移転」に定める資産には、当該遺留分侵害額に相当する金銭の支払請求の基因となった遺贈又は贈与により取得したものを“含む”のではなく、“除く”とすることで、問題点を解決することができると考える。

(3) 現行法令における対応方針の考察

みなし譲渡所得課税の納税義務者は上記で述べた通り、担税力や課税の公平の観点から問題があるため、経済的な利益を享受している受遺者が納税負担を負うことができないか現行法令上での対応方法を考察する。

(4) みなし贈与課税

みなし贈与課税は、法的には、贈与とはいえないが、実質的には贈与と何ら変わらないため、課税の公平を保つために、贈与とみなして課税の対象とされている。そこで、みなし贈与財産の対象を概観し、特に相続税法 9 条のその他の利益の享受について、趣旨や適用要件を深掘していく。

また、自己株式の発行会社への遺贈は、遺贈する株主からすれば資産の譲渡であるが、受遺者である法人は無償で経済的価値移転が行われたことになる。一般的には価値移転相当分の株価（資産価値）が上昇するため、遺贈する株主から他の株主への経済的価値移転とみて相続税法 9 条のみなし贈与の適用が考えられるため考察する。

(5) 自己株式を発行会社へ遺贈した場合の課税関係

①遺贈者に係るみなし譲渡所得課税の納税義務者及び当該みなし譲渡所得課税の債務控除について、②発行会社が取得する自己株式の課税関係及び時価の算定日について、③他の株主へのみなし贈与課税の影響について判例考察を交えながら、実際の事例を用いて、自己株式を発行会社へ遺贈した場合の課税関係を各立場に応じて考察する。

3. 本論文の構成

メインテーマであるみなし譲渡所得課税の納税義務者の前提知識として、遺贈を理解する必要があるため、第1章において遺贈関係を概観し、第2章でみなし譲渡所得課税について論ずる。さらに、第3章では遺留分侵害額請求が行われた場合のみなし譲渡所得課税への影響について、実際の事例を交えて考察する。次に第4章で、現行法令上におけるみなし譲渡所得課税の課題に対する対応方法がないか若干の考察を行った。第5章では、遺贈に伴って生ずるみなし贈与課税について判例を交えつつ概観し、最後の第6章で本論文の研究目的でもある自己株式を発行会社へ遺贈した場合の課税関係について、実際の事例を用いて各立場の課税関係を整理した。

第 1 章 遺贈と遺留分

第 1 節 遺贈の効力

第 1 項 概要

遺贈とは、遺言によって自由に相手を指定して、財産を引き継がせることができる。相手は相続人以外の個人でも法人でも人格を問わない。これは、民法 964 条に「遺言者は、包括又は特定の名義で、その財産の全部又は一部を処分することができる。」と定められているからである。

遺贈の性質は、「第一に、他人に財産的利益を与える行為である。したがって、受遺者の負担する債務の免除も遺贈であるが、遺贈者の債務を引き受けさせるようなことは、遺贈ではない。第二に、遺贈は無償行為である。負担付贈与も、負担は対価ではないから無償行為である¹。第三に、遺贈は遺言によってなされるから、遺言者の死亡によって効力を生ずる単独行為である」²とされている。

さらに、遺贈は包括遺贈と特定遺贈の 2 種類に分類できる。包括遺贈とは、相続財産の全部または割合を指定した遺贈であるのに対し、特定遺贈は、相続財産を特定した目的物を遺贈するものである。しかし、相続人（遺留分権利者）の最低限の保障を行うために、無制限に財産処分が認められているわけではなく、本章第 3 節で説明する遺留分制度による制約がある。

¹ 税務上は、最判昭 63・7・19 において「所得税法六〇条一項一号にいう『贈与』には贈与者に経済的な利益を生じさせる負担付贈与を含まないと解する」と判示しているため、有償行為に該当する。

² 武田昌輔監修『DHC コンメンタール相続税法第 6 巻』6052 頁（第一法規, 1981 年）

また、遺贈は贈与と類似するが、贈与は民法 549 条「当事者の一方がある財産を無償で相手方に与える意思を表示し、相手方が受諾をすることによって、その効力を生ずる」ため、両者の意思表示が必要である。これに対し、遺贈は遺言者の一方通行である単独行為である点で両者は異なる。さらに、死後に効力が発生する死因贈与との違いは、贈与契約であることから相手方の承諾が必要である点で相違する。

第 2 項 包括遺贈

「遺産の全部又は一部を包括名義で、換言すれば、積極、消極財産を含む遺産の全部又はその分数的部分ないし割合を目的物を特定しないで、遺贈するのが包括遺贈である。包括受遺者は、相続人ではないが、相続人の地位に酷似するので、相続人と同一の権利義務を有するものとされる（民法 990 条）。包括受遺者は、相続人同様、遺言者の一身に専属したものを除き、全ての権利義務を包括的かつ当然に、その割合に応じて承継する（民法 896 条）。他に相続人又は包括受遺者があれば、これらの者との間に共同相続をしたと同様な関係を生ずる（民法 898 条, 899 条）。また遺贈の承認、放棄についても、相続の承認、放棄に関する規定（民法 915～940 条）が適用され、民法第 986 条、第 987 条の規定の適用はないと解されている。相続分取戻件（民法 905 条）、遺産分割（民法 906 条～914 条）、財産の分離（民法 941 条～950 条）についても同一である」

³。

また、相続による国税の納税義務の承継（国税通則法 5 条）について、相続の範囲に包括遺贈も含まれているため、被相続人の納税義務は包括受遺者に承継されることになる。

³ 武田・前掲注 2 6053 頁

第3項 特定遺贈

「特定の名義で遺贈するのが、特定遺贈である（民法 964 条）。すなわち、特定の具体的な財産的利益を対象とする遺贈であり、特定物に限らず、例えば所有不動産の全部とか有価証券の半分とかいう場合でも、遺贈の目的物が確定し得るときは特定遺贈であると解される。特定受遺者は、具体的特定の財産的利益を承継するから、贈与契約における受遺者とほぼ同様な地位を有する。（略）特定遺贈は、包括遺贈とはその性質を異にするから、相続の放棄、承認に関する規定は適用されず、特別な規定をおいている。すなわち、特定受遺者は、遺言者の死亡後であれば、いつでも遺贈を放棄できる

（民法 986 条 1 項）。利益の享受であつても、本人の意思に反して強制すべきでな（く、）（略）放棄の効力は、遺言者の死亡の時に遡って生ずる（民法 986 条 2 項）。いつまでに承認、放棄をなすべきかについて規定はないが、法律関係の安定をはかるため、遺贈義務者その他の利害関係人は、相当の期間を定め、その期間内に遺贈の承認、放棄のいずれかを選択すべき旨を催告することができ（民法 987 条前段）、右期間内に意思表示をしないときは、遺贈を承認したものとみなすこととしている（民法 987 条後段）」⁴。

また、国税通則法 5 条に定める、相続による国税の納税義務の承継の範囲には包括遺贈については触れられているが、特定遺贈に関しては言及がない。これは、家督相続⁵時代は、家長が資産を代々承継することを前提としており、特定遺贈を想定していないことから、被相続人の納税義務を特定受遺者に承継させることも想定されておらず、家制度廃止時の法改正漏れの名残として残っていると思われる。

⁴ 武田・前掲注 2 6053-6054 頁

⁵ 家督相続とは、明治民法下での「家」制度を基礎にした相続制度であり、長男単独相続が原則であった。戦後、個人の尊厳と男女平等による憲法改正により家督相続が廃止され、現在の共同相続制度に至る。潮見佳男『詳解 相続法』5-7 頁参照（弘法堂、第 2 版、2022）

第2節 遺贈の効力発生時期

遺贈の効力は、民法 985 条に「遺言者の死亡の時」に生じると定められている。また、停止条件付きの場合には、遺言者の死亡後に条件が成就した時から効力が生じる（同法 2 項）。また、「遺言の内容たる行為が要式行為である場合には、さらにその形式的要件を具備しなければ確定的効力を生じない」⁶。

それでは、遺贈は既に述べた通り、遺言者の単独行為であるから、遺言者の死亡時に遺贈の効力が当然に発生するのであろうか。そうだとすると、受遺者の意思に関わらず思わぬ不利益を被る可能性が生じかねない。そこで、同法 986 条に特定受遺者はいつでも遺贈の放棄を意思表示することのみで足り、放棄の効力も遺言者の死亡時に遡及される。しかし、包括受遺者は同法の適用対象外となる。何故なら、包括受遺者は同法 990 条により「相続人と同一の権利義務を有する」ため、遺贈の承認又は放棄は、同法 915 条の相続の承認又は放棄に関する規定が適用される。従って、包括受遺者は、相続の開始があったことを知った時から 3 か月以内に承認又は放棄を行う所定の手続きが必要となる。

第3節 遺留分制度

第1項 概要

「遺留分とは、一定の範囲の相続人が、相続に際して法律上取得することを保障されている相続財産の一定の割合であつて、被相続人の生前処分又は死因処分によつても奪われることのない権利である。私有財産制は、生前処分だけでなく、遺言による死後処分の自

⁶ 武田・前掲注 2 6051 頁

由まで及ぶのは必然的帰結であるが、被相続人の財産に依存して生活していた相続人の生活保障あるいは共同相続人間の分配の不公平の調整といったことも無視することはできない。この両者の調和をはかるのが、遺留分制度が認められている根拠である。相続人にとどめられている遺産部分が遺留分、被相続人が自由に処分し得る部分が自由分である」⁷。

第2項 遺留分権利者

遺留分権利者は、兄弟姉妹を除く相続人とされている。「遺留分権は、権利者のために認められるものであるから、その権利を行使すると放棄すると、全くその自由に委ねるべきである。しかし、事前の放棄まで自由に認めるときは、周囲の圧力で自由意思がまげられるおそれがあるので、家庭裁判所の後見的役割に期待し、家庭裁判所の許可をえた場合に限って放棄の効力を認めることとした（民法 1049 条 1 項）。遺留分を放棄したからといって、相続人たる地位までも失うものではないことはいうまでもない」⁸。

⁷ 武田・前掲注 2 6057 頁

⁸ 武田・前掲注 2 6057 頁

第2章 みなし譲渡所得課税

第1節 概要

第1項 創設背景及び沿革

(1) 創設背景

通常、所得課税は、担税力に応じて所得を10種類に分類し課税される。その中の1つに、譲渡所得があり、譲渡した資産の実現利益を課税の対象としている。その例外として、未実現の利益に対しても課税を行う制度を「みなし譲渡所得課税」という。

1950年のシャウプ勧告において「キャピタル・ゲインに対する無限の課税繰延を防止することを目的」⁹に導入され、シャウプ使節団日本税制報告書には、次のように述べられている。「譲渡所得および損失に関するわれわれの勧告で重要な一つの部分は、生前中たると死亡によるとを問わず、資産が無償移転された場合、その時までその財産につき生じた利得または損失は、その年の所得税申告書に計上しなくてはならないということである。このことは、所得税を何代にもわたってずるずるに後らせることを防止する上において重要である」¹⁰。また、「発生した所得に対する厳格な課税理論にしたがえば、納税者の資産の市場価値の一年内の増加額は、毎年これを査定し課税すべきものとなる。しかし、これは困難であるので、実際においては、この利得は、納税者が、その資産を売却して、利得を現金または他のより流動的な形態で実現する場合に限って課税すべきものとされている。この実現が適当な期間内に行われる限り、課税は僅かに延期されたにすぎず基本原則の重要性は何ら

⁹ 金子宏『租税法』253頁（弘文堂、第22版、2017）

¹⁰ 大野栄一郎『シャウプ勧告と我が国の税制』48-49頁（日本租税研究協会、1983）

害されない。しかし、利得の算定を無制限に延期すれば、納税者は本来ならば課せられるべき税負担の相当部分を免れることができるから、無制限の延期は防止する必要がある。これを防止する最も重要な方法の一つは、資産が贈与または相続によって処分された場合に、その増加を計算して、それを贈与者または被相続人の所得に算入せねばならないものとするることである」¹¹。

また、「キャピタル・ゲインに対する課税は、資産の売却または投資の切換を引き延ばす傾向があるが、贈与または死因移転の時に資産増加所得分に対して課税することになれば、この傾向は減退することになる。贈与または死亡の際にこのように税を課しないとすると、納税者は、この税を無制限に引き延ばして全額免れることもできるかと予想して、すでに価値を増加した資産の売却を引き延ばす傾向がある」¹²ため、導入当初は、「相続・贈与および遺贈による資産の譲渡、ならびに著しく低い価額の対価による資産の譲渡があった場合には、一般的に時価による譲渡があったものとして課税することとしていた。しかし、この制度は、その後、実際的でないという理由で、何回かにわたって改正され」¹³、現在の所得税法 59 条に至っている。同法 1 項は、法人に対する贈与及び遺贈、限定承認に係る相続及び包括遺贈、2 項は法人に対する著しく低い対価による譲渡が規定されており、みなし譲渡所得課税の対象を限定している。

小林は「所得税法 59 条の規定の趣旨が、被相続人の生前に既に発生していたキャピタル・ゲインの精算課税であると理解するかぎりにおいては、趣旨解釈としては、当該遺贈に伴う譲渡所得は、被相続人に帰属し、被相続人に課税されるべき性質のものと解すべきであり、実務上の取扱が是認されるのが相当であると考えられる」

¹¹ シャウプ税制研究会編者『シャウプの税制勧告』Ⅲ・B13 頁 福田幸弘監修（霞出版社、1985）

¹² シャウプ税制研究会編者・前掲注 11 Ⅲ・B13 頁

¹³ 金子・前掲注 9 260 頁

¹⁴と指摘する。

(2) 沿革

イ 1950 年（昭和 25 年）

資産がその所有者から他の所有者に移転する場合に、その時における価額（時価）により譲渡があったものとみなして譲渡所得課税を行っていた。移転とは、贈与、相続、遺贈、低額譲渡が行われた場合をさし、贈与者、被相続人、遺贈者、譲渡者に対して課税を求めている。

ロ 1952 年（昭和 27 年）

みなし譲渡所得課税の対象範囲から、相続又は相続人に対する遺贈が除かれた。担税力の観点から、課税の時期を実際に利益が実現するまで繰り延べるとし、相続人に被相続人の取得価額を引き継がせる制度が採用された¹⁵。つまり、これらの移転は、所得税法 59 条の適用範囲から、同法 60 条への移行がなされたといえる。

ハ 1954 年（昭和 29 年）

包括遺贈について、みなし譲渡所得課税の範囲から除外され、取得価額の引継ぎに移行された。（同法 60 条の適用となった。）

ニ 1958 年（昭和 33 年）

相続人に対する死因贈与についても、みなし譲渡所得課税の範囲から除外され、取得価額の引継ぎに移行された。（同法 60 条の適用となった。）

ホ 1962 年（昭和 37 年）

次の場合に、贈与等をした者が、みなし譲渡所得課税の適用を受

¹⁴ 小林栢弘「遺言と譲渡所得税」50 頁（信託 209 号, 2002）

¹⁵ 植松守雄『所得税法における「課税所得」をめぐって」147 頁（一橋論叢 77 巻 2 号, 1977）

けない旨の届け出を税務署長に行うことで、みなし譲渡所得課税が行われず、新所有者が取得価額の引継ぎを行い、課税を繰り延べる措置が講じられた。(一定の場合、同法 60 条の適用となった。)

- ① 個人に対する贈与
- ② 遺贈 (包括遺贈及び相続人に対するものを除く)
- ③ 死因贈与 (相続人に対するものを除く)
- ④ 低額譲渡

へ 1965 年 (昭和 40 年)

限定承認に係る相続及び個人に対する包括遺贈で限定承認に係るものは、みなし譲渡所得課税の対象範囲として改正された。(同法 59 条の適用となった。)

限定承認とは、民法 922 条「相続人は、相続によって得た財産の限度においてのみ被相続人の債務及び遺贈を弁済すべきことを留保して、相続の承認をすることができる」と規定されている。つまり、「被相続人の所有期間中における資産の値上がり益を被相続人の所得として課税し、これに係る所得税額を被相続人の債務として清算するために、当該財産のうち、譲渡所得の基因となる資産については相続開始時点におけるその価額に相当する金額による譲渡があったものとみなして被相続人に対する譲渡所得課税を行うこととし、これにより、相続人は、右によって課税された所得税を含めた相続債務を弁済する義務を負うものの、相続財産が相続債務を超えるか否かにかかわらず、相続財産の限度を超えて被相続人の債務を負担することはないこととしている (国税通則法 5 条 1 項後段)。」¹⁶。これは、相続人が相続財産を超えて被相続人の債務を負担することがないようにするため、限定承認制度に対する配慮と考えることができる¹⁷。

¹⁶ 東京地判平 13・2・27 税資 250 号 8845 頁

¹⁷ 大阪弁護士会・友新会編『弁護士業務にまつわる税法の落とし穴』46-47

ト 1973 年（昭和 48 年）

みなし譲渡所得課税の適用を受けない旨の事前届け出の提出漏れや、個人間の贈与が親族間で行われることが多い。そのため、相続の場合と同様に取得価額の引継ぎを行っても、取得価額の把握が容易であるから、上記「ホ」の贈与等（法人に対する贈与等を除く）による資産の移転は、みなし譲渡所得課税の選択式から、取得価額の引継ぎによる課税の繰延に移行した。（同法 60 条の適用となった。）

以上の改正を経て、今日のみなし譲渡所得課税制度の対象は、次の 5 つの場合に限られるものとなった。

- ① 法人に対する贈与
- ② 限定承認に係る相続
- ③ 法人に対する遺贈
- ④ 個人に対する包括遺贈で限定承認に係るもの
- ⑤ 法人に対する低額譲渡

法人に対する贈与等の場合、法人側の課税処理は時価で受け入れを行う。そのため、旧所有者の保有期間中の含み益を課税する機会が失われてしまうこととなり、みなし譲渡所得課税の対象範囲に含まれる。また、限定承認は上記「へ」で述べた通り、みなし譲渡所得課税を行うことで、被相続人のキャピタル・ゲインを相続開始時点で一度清算し、被相続人の債務として承継することで、相続人が相続財産を超えて被相続人の債務を負担することがないようにするための政策配慮とされている¹⁸。

頁参照

¹⁸ 前掲注 17

第2項 担税力の有無

「担税力とは、各人の経済的負担能力のこと」¹⁹であり、憲法 14 条 1 項に「『担税力に即した課税』（略）と租税の『公平』（略）ないし『中立性』を要請」²⁰している。

それでは、みなし譲渡所得に対する課税は担税力があるといえるのだろうか。

所得税法 36 条は、同法が実現主義を採用していることを規定している。従って、譲渡所得においても、収入が実現することで課税される。しかし、無償譲渡の場合は、「収入すべき金額」がないため、課税することができないが、同法 59 条により、一定の譲渡はその時の価額による譲渡があったものとみなすと規定することで、「収入すべき金額」を実現させ、キャピタル・ゲインに対する課税を可能としている。

無償譲渡によるみなし譲渡所得課税は、本来の「収入が実現」した“実質的な担税力”に着目した課税ではなく、保有期間中のキャピタル・ゲインを譲渡時に清算する課税であり、“形式的な担税力”と位置付けられていると考えられる。

谷口は「包括的所得概念の下で、経済理論的意味においては未実現所得も所得であり、未実現所得に課税するか否かは、未実現所得も実現すれば課税されるという意味で、所得であるか否かという課税所得性の問題ではなく、所得であることを前提としていつ課税するかという課税時期の問題である」²¹と指摘する。

また、最高裁において次のように判示している。「対価を伴わない資産の移転においても、その資産につきすでに生じている増加益は、その移転当時の右資産の時価に照らして具体的に把握できるも

¹⁹ 金子・前掲注 9 84 頁

²⁰ 金子・前掲注 9 84 頁

²¹ 谷口勢津夫『税法基本講義 第 7 版』215-216 頁（弘文堂, 2021）

のであるから、同じくこの移転の時期において右増加益を課税の対象とするのを相当と認め、資産の贈与、遺贈のあつた場合においても、右資産の増加益は実現されたものとみて、これを前記譲渡所得と同様に取り扱うべきものとしたのが同法五条の二の規定なのである。されば、右規定は決して所得のないところに課税所得の存在を擬制したものではなく、またいわゆる応能負担の原則を無視したものともいいがたい。のみならず、このような課税は、所得資産を時価で売却してその代金を贈与した場合などとの釣合いからするも、また無償や低額の対価による譲渡にかこつけて資産の譲渡所得課税を回避しようとする傾向を防止するうえからするも、課税の公平負担を期するため妥当なものというべきであり、このような増加益課税については、納税の資力を生じない場合に納税を強制するものとする非難もまたあたらない」²²。

アメリカでは、所得の「実現は所得概念の要素ではない、という考え方が支配的であり、公平負担の要請、租税回避の防止、その他の政策的必要性がある場合には、未実現の利得に対しても所得税を課すべきである、という考え方が強」²³く、「わが国の制度（も）、実現を所得概念の要素とは考えていない、と解されている。（略）原則として実現した利得にのみ課税するのが、適当であろう。しかし、未実現の利得も所得を構成すると解することによって、所得税制度は、その本来の目的や機能によりよく適合しうるのみでなく、その時々、の社会的・経済的、必要により柔軟に対応することができる」²⁴と、金子宏教授は述べられている。

従って、「現行法は、譲渡所得課税の趣旨と実質的担税力に基づく配慮とが併存しており、元々の課税理念と現実社会への対応措置と

²² 最判昭 43・10・31 訟務月報 14 卷 12 号 1443-1444 頁

²³ 金子宏『所得概念の研究』73 頁（有斐閣、1995）

²⁴ 金子・前掲注 23 76 頁

が同居した状態であるとみることができるのである」²⁵。

第3項 小括

みなし譲渡所得課税の立法趣旨について金子宏教授は、「この制度は、シャウプ勧告に基づいて採用されたもので、キャピタル・ゲインに対する課税の無期限の延期（indefinite postponement）を防止することを目的とする。すなわち資産が時価で譲渡された場合には、その資産の保有期間中のキャピタル・ゲインはその時点で課税されるのに対し、無償または低額で譲渡された場合には、それに対する課税の全部または一部が繰り延べられるため、不公平な結果が生ずる。この不公平は、無償で資産の移転を受けた者が、その資産を再び無償で移転する場合には、ますます大きくなる。そこで、この不公平を是正するため、時価による譲渡があったものと見なし、保有期間中に累積したキャピタル・ゲインに課税することとしたのが、この制度である」²⁶と述べられている。

すなわち、みなし譲渡所得課税は、シャウプ勧告において導入され、未実現利益であっても、課税の無期限の繰延による課税漏れを防止するために、資産の移転を契機に、資産所有者の所有期間中のキャピタル・ゲインに対して所得税を課すことで課税の公平を行ったものであるといえる。

「租税の考え方は、所得の定義の段階から理論的には時価主義であったが、実務的にその採用が困難であったところからアメリカ連邦最高裁判所の判例によって実現概念が採用された。しかし、デリバティブ等を用いた実現主義の濫用が明らかになるにつれ、デリバティブに代表される金融革新に対応するために、1980年代のアメ

²⁵ 伊川正樹『みなし譲渡所得に「担税力」はあるのか』355頁（名城大学法学部）

²⁶ 金子・前掲注23 75頁

リカにおいて時価主義への傾斜が進行し、それが日本にも波及して現在にいたっている」²⁷。「すなわち、実現概念は、発生主義をキャッシュフローの方向に修正したものということができるから、みなし譲渡概念は、実現概念を時価主義（＝発生主義）の方向に再修正したものとみることができ」²⁸る。

シャープ勧告において、みなし譲渡所得課税は、原則として、毎年度、資産の増加を査定し課税すべきであるところ、現実的に困難であることから、その資産を売却し、対価を得た場合に課税すべきものとされていた。しかし、対価の有無で、資産移転に伴う所得の算定を判断するとなれば、課税を無期限に延期することもできることになる。従って、これを防止する方法として、資産が贈与または相続によって処分された場合にも、課税の対象とした。

その後の改正を経て、今日のみなし譲渡所得課税制度の対象は、
①法人に対する贈与及び遺贈、限定承認に係る相続及び包括遺贈、
②法人に対する低額譲渡の場合に限られるものとなった。

第 2 節　みなし譲渡所得課税の納税義務者

第 1 項　現物資産の遺贈が行われた場合

遺贈は民法上、「包括遺贈」と「特定遺贈」に分かれ²⁹、税法上、包括遺贈は、所得税法 2 条 2 項及び国税通則法 5 条 1 項により、法人を含む包括受遺者について、相続人と同様に取り扱う旨を規定している。いずれの場合においても、みなし譲渡所得課税の納

²⁷ 中里実「みなし譲渡と時価主義」『譲渡所得の課税（日税研論集 50 号）』123-124 頁（日本税務研究センター、2002）

²⁸ 中里・前掲注 27　112 頁

²⁹ 詳細は本論文第 1 章第 1 節参照

税義務者について次のような問題がある。

(1) 包括遺贈

包括遺贈は、あくまでも、包括遺贈の割合³⁰に応じてみなし譲渡所得課税の納税義務を承継するのであるから、受遺者である法人は遺贈割合に応じた納税義務の負担を承継し、相続人も遺贈割合に応じ承継していない資産に係る税負担を負う。下記に事例を交えながら考察する。

(例) 遺産 3 億円を相続人甲、乙、受遺者法人に均等に承継する場合

みなし譲渡所得課税の対象となるのは、法人に遺贈された 1 億円 (3 億円 $\times$ 1/3) となり、みなし譲渡所得課税は 1500 万円 (1 億円 $\times$ 15% = 1500 万円。簡便的に復興特別所得税を考慮しないものとする。) となる。

それぞれの納税負担は、遺贈割合に応じるため 500 万ずつ (1500 万円 $\times$ 1/3) になるが、相続人は法人が遺贈を受けた資産、換言すれば、承継していない資産に対しても納税負担を負うこととなる。相続財産が現物資産のみの場合、相続人は相続税の他にみなし譲渡所得課税の納税資金も工面する必要があると税力に欠ける。この点に関して、後述する特定遺贈と同様に、税力や課税の公平の観点からは問題であると考えられる。

(2) 特定遺贈

国税通則法 5 条には特定受遺者については何ら触れられていないことから、特定遺贈の場合のみなし譲渡所得課税の納税義務者は、特定受遺者ではなく、“相続人”となる。これは、みなし譲渡所得課税に係る資産を相続していないにもかかわらず、相続人にみなし譲渡所得税の納税義務が承継されることになる。相続人が納税義務

³⁰ 国税通則法 5 条 2 項、国税通則法基本通達 9

を負うことは、課税の公平や担税力の観点から問題であると考え
る。

仮に、遺留分侵害がある場合、遺留分侵害額請求により納税資金
を確保することができれば担税力の観点は解決できるであろう。し
かし、遺留分侵害がない場合や、遺留分権利者でない者が相続人で
ある場合は納税資金の確保ができず、担税力がない者に課税を課す
ことになり、課税の公平が保たれない。

「国税通則法 5 条及び所得税法 124 条の規定において、被相続
人に課されるべき国税の納税義務を相続人が承継するものと定めら
れている背景には、相続人は当該相続によって被相続人からこれに
見合う相当の財産の承継があるということが当然の前提となってい
るものと考えられる」³¹と指摘があるように、家督相続制度があっ
た時代には家長が資産を承継してきたことから、特定遺贈は想定さ
れておらず、資産を承継していない相続人が被相続人の納税義務を
承継するといった不合理な現行法となっているのではないかと考え
る。

包括遺贈と特定遺贈とで、「被相続人から遺贈により経済的利益
を受けたことには変わりがなく、その事実を勘案すると、被相続人
に係る納税義務の承継について両者に差異が生じるのは合理的では
なく、租税法上は、同様に取り扱われるべきである」³²と山田が指
摘するように、課税の公平の観点からも賛成する。さらに、包括遺
贈の場合においても、みなし譲渡に係る納税負担は当該資産を承継
した受遺者が全て負担すべきと考える。近年では、家督相続や親族
外承継、独身者の増加、少子高齢化等、多様な価値観により、第三

³¹ 小林栢弘「法人に対する特定遺贈とみなし譲渡所得課税」税務事例 33 巻 5
号 21 頁（2001）

³² 山田重將「法人に対する不動産の遺贈に係るみなし譲渡所得課税に関する
問題点—受贈法人への遺留分減殺請求が行われた場合を中心に—」290 頁
（税大論叢 76 号, 2013）

者への遺贈が増加傾向にあると推測される³³³⁴ため、遺贈に係るみなし譲渡所得課税の納税義務を、資産を承継した受遺者が負担する立法措置が必要であると考え³⁵。

ところで、受遺者にもみなし譲渡所得課税の納税義務を負担させるとした場合の負担する税額の計算方法について考察する。

山田論叢³⁶によると、相続財産の取得割合に応じて納税負担を按分する次の二つの方法を述べられている³⁷。なお、前提として、「受遺者である法人が承継する所得税は、その承継の理由が、被相続人から遺贈により財産を取得し経済的利益を受けたことによるものであることから、当該遺贈に対するみなし譲渡所得課税に係る所得税に限られ、それ以外の所得税は除かれる（下線部、筆者修正³⁸）」³⁹。

① 相続人及び包括受遺者と按分する方法

法人に対する遺贈財産の価額を把握できることから、当該価額の

³³ 寄付白書発行研究会「寄付白書 2021」（日本ファンドレイジング協会, 2021）参照

³⁴ 寄付研究促進委員会「寄付白書プラス 2024」（日本ファンドレイジング協会, 2024）<https://jfra.jp/wp/wp-content/uploads/2024/06/fb598bc8ceecc769cba068d94c49e144.pdf>（2025.1.13 最終閲覧）

³⁵ 立法措置や問題意識を主張する文献として、山田重将「法人に対する不動産の遺贈に係るみなし譲渡所得課税に関する問題点—受贈法人への遺留分減殺請求が行われた場合を中心に—」288—289 頁（税大論叢 76 号, 2013）、小林栢弘「遺言と譲渡所得税」50 頁（信託 209 号, 2002）、鹿田良美「不動産の換価代金を遺贈する旨の遺言があった場合の課税関係について」税法学 567 号 107 頁（日本税法学会, 2012）など。

³⁶ 山田・前掲注 32 291-292 頁参照

³⁷ なお、山田は特定遺贈に係る税負担の承継方法について検討しているが、包括遺贈についても同じような方法が検討できると考える。

³⁸ 引用元では、特定遺贈に限定しているが、包括遺贈についても検討できるため、区別せず単に「受遺者や遺贈」とする。

³⁹ 山田・前掲注 32 291 頁

相続財産に占める割合を求め、国税通則法 5 条 2 項の規定により、「国税の額を民法第 900 条から第 902 条まで（法定相続分・代襲相続人の相続分・遺言による相続分の指定）の規定によるその相続分により按分して計算した額」を考慮し、承継する所得税の税額を算定する方法である。

②受遺者である法人が全額負担する方法

公益法人等に対して財産の遺贈等があった場合において、一定の要件を満たすものとして国税庁長官の承認を受けたときは、所得税法 59 条 1 項 1 号のみなし譲渡所得課税の適用については、当該財産の遺贈等がなかったものとみなされる（租税特別措置法 40 条 1 項後段）が、当該公益法人等に一定の事実が生じたときは、国税庁長官はその承認を取り消すことができ、この場合には、当該公益法人等が遺贈等を行った個人とみなして、当該財産に係るみなし譲渡所得課税に係る所得税を課税することとされている。当該規定と同様に、受遺者である法人が遺贈を行った個人とみなして、被相続人に対するみなし譲渡所得課税に係る所得税の全額を負担させるという方法である。

山田は前記②受遺者である法人が全額負担する方法を採用すると、「遺贈等を受けた公益法人等が遺贈等に係る財産を一旦公益目的事業の用に直接供した後において、その用に供しなくなるといった、いわば後発的な事情を考慮して、遺贈等を受けた公益法人等を個人とみなして課税する規定であることを勘案すると、特別に被相続人に対するみなし譲渡所得課税に係る所得税の納税義務を承継させる立法措置を講ずる場合において、同様の方法を採用することは、新たに納税義務を負うこととなる法人に過度な負担を与えることになるとも考えられる」⁴⁰と指摘し、前記①相続人及び包括受遺

⁴⁰ 山田・前掲注 32 293 頁

者と按分する方法が相当であると主張する。

前記①相続人及び包括受遺者と按分する方法は、あくまでも受遺者が取得する相続財産に占める割合による納税負担である。そのため、資産を承継していない相続人も納税負担を強いることとなり、担税力や課税の公平が保たれないため反対である。一方、前記②受遺者である法人が全額負担する方法は、山田は過度な負担と指摘する。しかし、過度な負担と感じるならば遺贈を放棄すればよいだけの話であり、担税力や課税の公平の観点から、遺贈に係るみなし譲渡所得課税は受遺した者がその税額を全額納税すべきであると考えらる。

相続人等に係る承継税額の納付責任についても、国税通則法 5 条 3 項の規定が「本来被相続人の全財産を引当とし、そのいずれに対しても滞納処分することができたにも関わらず、相続の開始によってこの引当財産が切り離され、資力のない相続人に相続されたために被相続人に係る国税の徴収が困難となることを防止するために設けられたものである」⁴¹ことから、他の相続人等にも同規定を設けることを山田は主張するが、同規定を設けるだけでは不十分と考える。「被相続人に係る国税の徴収が困難となることを防止する」ことに重きを置くのであれば、担税力や課税の公平の観点からみなし譲渡所得課税の納税義務を受遺者が負担する立法措置を講じることが課税の公平を実現させるために重要であるのではないだろうか。

第 2 項 換価遺贈が行われた場合

現物資産を遺贈する場合の他に、遺産を金銭に換価した上で当該金銭を包括遺贈又は特定遺贈することも想定される。前項の現物資産の遺贈は、未実現の利益であっても、課税の無期限の繰延による課税漏れを防止するために、資産の移転を契機に、資産所有者の所

⁴¹ 山田・前掲注 32 292 頁

有期間中のキャピタル・ゲインに対して所得税を課すことで課税の公平を保つものである⁴²ため、資産を譲渡したものとみなして所得税法 59 条が適用される。一方、遺産を換価した上での金銭の遺贈は、被相続人の遺産を実際に譲渡し利益が実現する行為であり、同法 60 条が適用され、同法 33 条 1 項の「資産の譲渡」に該当する。両者は同じ課税の効果であったとしても、実際に利益が実現したか否かで大きく異なり、適用条文の違いもある。

それでは、換価遺贈が行われた場合の譲渡所得の帰属及び納税義務者は被相続人又は相続人、受遺者の誰に該当するのであろうか。現行所得税法の適用上は、必ずしも明確ではないが、譲渡所得の帰属は被相続人にあり、納税義務は遺贈資産を承継した受遺者が負担すべきことは前述したとおりである。仮に、現行法令上の扱いであったとしても、前項で述べた現物資産の遺贈と異なり、実際に利益の実現が果たされており、換価により金銭を取得しているため、相続人が譲渡所得税に係る納税負担を負うことは、担税力の観点からは問題はない。しかし、資産を承継していない相続人が納税負担を負うこと自体、課税の公平が保たれているとはいえない。

遺言の効力発生時期は、民法 985 条 1 項に「遺言者の死亡の時からその効力を生ずる」と定められているため、相続発生時に直ちに遺言の効力、つまり遺贈の効力が発生する⁴³。このとき、換価遺言における、換価の行為が被相続人に帰属するのか相続人に帰属するのかといった問題が生じるが、遺言による行為は法定事項として限られており⁴⁴、換価遺言が遺産分割の方法を定めたものとして有効と解されれば⁴⁵、被相続人が換価したとして、すなわち、被相続人

⁴² 詳細は本論文第 2 章第 1 節参照

⁴³ 詳細は本論文第 1 章第 2 節参照

⁴⁴ 武田・前掲注 2 6043 頁

⁴⁵ 島津一郎・久貴忠彦編『新・判例コンメンタール民法 15 相続(2)』260 頁参照(三省堂, 1992)

の資産の譲渡として考えることができる。

従って、小柳は「換価遺言の場合、相続開始の段階では、何ら増加益は顕在化することではなく、相続後の換価により、顕在化するので、その顕在化した譲渡益の法的帰属者となるのが受遺者であるから、譲渡所得の金額は、被相続人の保有期間も合わせた期間の譲渡益となることが法の趣旨に合致すると考えられる」⁴⁶と主張する。しかし、被相続人のキャピタル・ゲインの清算を行うことには賛同するが、その譲渡益の法的帰属者が受遺者である主張には賛同できない。何故なら、先に述べたように遺言の効力発生は、遺言者の死亡時に発生するため、遺言に換価行為が定められている場合、換価行為自体が遺言者の意思であり、遺言の効力であるため、その譲渡益の法的帰属者は被相続人であると考えることができる。

一方で、実質的な利益の享受者に着目すると、所得税法 12 条の実質所得者課税の原則に「資産（略）から生ずる収益の法律上帰属するとみられる者が単なる名義人であつて、その収益を享受せず、その者以外の者がその収益を享受する場合には、その収益は、これを享受する者に帰属する」と規定されているため、同法の適用余地が考えられるのではないだろうか。従って、換価遺贈に係る「収益の実質的な帰属者は受遺者にほかならないのであるから、当該受遺者を（略）所得の帰属者として、その者に当該譲渡に係る所得税の負担をさせるのが合理的であると考え」⁴⁷することもできる。これは、「小林税理士は、譲渡所得の申告及び納税の義務を誰に負わせるべきか、ということを考える際に、実際に担税力があるのは換価代金の受遺者であるから、その換価代金の受遺者が誰であるかという、いわば出口を起点とし、かつ、受領した換価代金を一旦、元の不動産に戻す、あるいは転化するという技巧を凝らされたのである

⁴⁶ 小柳誠「換価遺言が行われた場合の課税関係について」83頁（税大論叢 85号, 2016）

⁴⁷ 小林・前掲注 14 56頁

うと考える」⁴⁸と鹿田は指摘する。

小柳論叢⁴⁹には、譲渡所得の課税について、所得税法 59 条又は同法 60 条の適用可否を検討しており、個人への換価遺贈は同法 60 条を、法人への換価遺贈は同法 59 条を適用するとし、次のように主張する。個人に対する換価遺贈は、同法 59 条の限定列挙行為に該当せず、また、同法 60 条の適用を行わないとすると、受遺者は譲渡所得の算定上、取得費がないことになる恐れがあることを挙げている。次に、法人への換価遺贈は、換価により相続財産が金銭という資産に変化するものの、遺言の効力に拘束されて変質したものに過ぎず、経済的価値は変わらず、同法 59 条に規定する遺贈と同視できること、また、同法 59 条の適用がないとすると、被相続人のキャピタル・ゲインの課税場面を失い同法の趣旨に反することになる。しかし、個人又は法人への遺贈という視点ではなく、譲渡所得が実際に利益の実現した所得として、同法 60 条が適用され、原則通り同法 33 条の資産の譲渡に該当し、その譲渡所得が被相続人に帰属することが妥当と考える。

しかし、実務の現場においては、不動産の登記実務であれば一旦相続人に名義が登記され換価されることになるから相続人において譲渡所得の申告を行うことや、ファンドラップであれば、一般的には所有者が死亡した場合、自動的に解約（換金）されることになるため、当該譲渡所得も相続人に帰属し譲渡所得の申告を行っているのが実情である。

第 3 項 小括

本節では、みなし譲渡所得課税の納税義務者について、第 1 項で

⁴⁸ 鹿田良美「不動産の換価代金を遺贈する旨の遺言があった場合の課税関係について」税法学 567 号 104 頁（日本税法学会, 2012）

⁴⁹ 小柳・前掲注 46 84-87 頁参照

は現物資産の遺贈が行われた場合について、第2項では換価遺贈が行われた場合について概観した。

第1項では、包括遺贈と特定遺贈とでみなし譲渡所得課税の納税義務者が異なり、特定遺贈の場合は特定受遺者には納税義務が承継されないことが現行法令上の扱いであることが整理できた。また、包括遺贈であったとしても、みなし譲渡所得課税の納税義務の負担割合は、遺贈割合に応ずることになるため、包括遺贈であったとしても、相続人にも納税義務が課されることになり、特定遺贈と同様に課税の公平、担税力の観点から課題が残る法制度になっていることが伺える。

第2項では、遺贈資産が現物のまま遺贈される場合と遺産を換価した上で金銭を遺贈する場合とで、キャピタル・ゲインの法的帰属の違いが浮かび上がった。現物資産の遺贈は、未実現の利益であっても、課税の無期限の繰延による課税漏れを防止するために、資産移転を契機に、資産を譲渡したものとみなして所得税法59条が適用される。一方、遺産を換価した上での金銭の遺贈は、被相続人の遺産を実際に譲渡し利益が実現する行為であり、同法33条1項の資産の譲渡に該当する。両者は同じ課税結果であったとしても、実際に利益が実現したか否かが異なり、適用条文の違いもある。

近年では、家督相続や親族外承継、独身者の増加、少子高齢化等、多様な価値観により、第三者への遺贈が増加傾向にある。現物資産を遺贈するのか、換価後に金銭を遺贈するのかで課税関係が不明瞭な点もあり、法の安定性に欠ける。また、現代社会に法制度が追いついておらず、法整備の必要性を感じられずにはいられない。

第 3 章

遺留分侵害額請求が行われた場合のみなし譲渡所得課税

遺留分制度は、本論文第 1 章第 3 節で述べた通り、残された配偶者や子などの生活を最低限保障する制度であり、故人の遺志（遺言内容）に関わらず権利を主張することができる。この権利を主張することを「遺留分侵害額請求」といい、民法改正により令和元年 7 月から施行されている。改正前の「遺留分減殺請求」は、遺産自体を取り戻すか金銭の支払いを受けるかであったが、改正後は、遺留分侵害に相当する金銭債権を主張する制度となった。本章では、上場会社である佐藤食品工業株式会社⁵⁰の遺贈を題材に、遺留分侵害額請求に対して、①金銭を支払った場合、②遺贈資産の一部を現物返還した場合、③代物弁済をした場合をそれぞれ考察する。

(1) 事例の概要

佐藤食品工業株式会社（以下「佐藤食品工業」という。）は、愛知県に本社を置く、銘柄コード 2814・東証スタンダード市場に上場している⁵¹。創業者である佐藤仁一氏（以下「佐藤氏」という。）の逝去に伴い、本人が保有する佐藤食品工業の株式全てを遺贈により同社が取得⁵²し、その後、遺留分権利者からの遺留分侵害額請求により遺留分を支払ったことを公表した⁵³。

⁵⁰ 会社 HP「<https://www.sato-foods.co.jp/>」（2025.1.13 最終閲覧）

⁵¹ 前掲注 50

⁵² 佐藤食品工業株式会社「主要株主からの自己株式の取得に関するお知らせ」<https://ssl4.eir-parts.net/doc/2814/tdnet/2129105/00.pdf>（2025.1.13 最終閲覧）

⁵³ 佐藤食品工業株式会社「特別損失の計上及び業績予想の修正に関するお知らせ」<https://ssl4.eir-parts.net/doc/2814/tdnet/2257387/00.pdf>（2025.1.13 最終閲覧）

(2) 時系列

- ・ 2022 年 3 月 21 日：株価 1380 円

創業者佐藤氏の逝去⁵⁴

- ・ 2022 年 6 月 3 日（名義書き換え予定日）⁵⁵：株価 1613 円

佐藤氏が保有する株式 205 万 1790 株を発行会社である佐藤食品工業に遺贈

- ・ 2023 年 3 月 31 日：株価 1694 円

遺留分侵害額請求により遺留分相当約 3.3 億円の支払を公表⁵⁶

(3) 仮置き条件

遺贈時の時価約 28.3 億円⁵⁷に対してみなし譲渡所得課税が発生する。株式の取得費を概算取得費⁵⁸とした場合の譲渡所得は約 26.8 億円⁵⁹となり、みなし譲渡所得課税は約 4.1 億円⁶⁰になることが想定される。

⁵⁴ 佐藤食品工業株式会社「訃報 弊社創業者の逝去に関するお知らせ」
<https://ssl4.eir-parts.net/doc/2814/tdnet/2098299/00.pdf>（2025.1.13 最終閲覧）

⁵⁵ 前掲注 52

⁵⁶ 前掲注 53

⁵⁷ 遺贈におけるその時の価額とは、所得税基本通達 23～35 共-9「株式等を取得する権利の価額」により、相続発生日（2022 年 3 月 21 日）が祝日の為、同日前の同日に最も近い価格が採用されるため、2022 年 3 月 18 日の終値 1380 円となり、遺贈株数 205 万 1790 株を乗じた金額 28 億 3147 万 200 円が遺贈時の時価となる。

⁵⁸ 譲渡所得の内、取得費がわからない場合に、譲渡収入金額の 5%相当を取得費とする制度である。（所得税基本通達 38-16「土地建物等以外の資産の取得費」参照）

⁵⁹ 前掲注 57 $28 \text{ 億 } 3147 \text{ 万 } 200 \text{ 円} \times (1 - 0.05) = 26 \text{ 億 } 8989 \text{ 万 } 6690 \text{ 円}$

⁶⁰ 前掲注 59 $26 \text{ 億 } 8989 \text{ 万 } 6690 \text{ 円} \times 15.315\% \text{（所得税及び復興特別所得税）}$
 $= 4 \text{ 億 } 1195 \text{ 万 } 7678 \text{ 円}$

第 1 節 金銭を支払った場合

遺留分侵害額請求に対する債務の履行として金銭を支払った場合のみなし譲渡所得課税は、金銭の支払いに関していえば、単なる債務履行に伴う金銭給付であることから課税は生じない。(株式の遺贈に伴う他の課税関係とは別論点である。)

ここで疑問に思うのが、キャピタル・ゲインの清算は、遺贈効力発生日である被相続人の死亡日までの含み益に対するものなのか、それとも、遺留分支払い日までの含み益に対するものなのか、である。遺留分権利者である相続人は、遺留分支払日の株価を基準に遺留分の支払いをうけているため、キャピタル・ゲインの清算が“実現した利益”として遺留分支払い日までの期間が、被相続人のみなし譲渡所得課税として課税対象となるのだろうか。つまり、遺贈日の株価 1380 円⁶¹と遺留分侵害額請求の算定基礎となる時点の時価である遺留分支払日の株価 1694 円⁶²の差額 314 円のキャピタル・ゲインの清算が行われるのか、行われるとしたら誰に帰属することになるのだろうか。

まず、遺留分侵害額請求の算定基礎となる時点は、最高裁において「価額弁償における価額算定の基準時は、現実に弁償がされる時であり、遺留分権利者において当該価額弁償を請求する訴訟にあつては現実に弁償がされる時に最も接着した時点としての事実審口頭弁論最終結の時であると解するのが相当である。」⁶³と判示されている。

法人に対する遺贈が所得税法 59 条の適用があること、また、受

⁶¹ 前掲注 57

⁶² 前掲注 53 公表資料内において取締役会で決議し支払いが完了と記載されている。

⁶³ 最判昭 51・8・30 民集 30 巻 7 号 770-771 頁

遺者である法人の課税処理は法人税法 22 条の適用があること、換言すれば、遺贈効力発生時に法人は無償による資産の譲受けがあったとされる。遺贈後の法人のキャピタル・ゲインは、遺贈効力発生時以降の価値上昇分が対象となることから、みなし譲渡所得課税の対象は、遺留分支払日（2023 年 3 月 31 日）までの期間ではなく、遺贈日（2022 年 3 月 21 日）までとなる。また、遺贈日から遺留分支払日までのキャピタル・ゲインである 314 円は、「一般には、当該財産を支配することなく現金のみを獲得するにすぎない遺留分権利者にキャピタル・ゲインに対する課税を行うのは相当ではな」⁶⁴ といとの意見に賛同する。さらに、金銭の支払いは、あくまでも、遺留分侵害額請求の債務履行であり遺留分支払日までにおけるキャピタル・ゲインの清算ではない。

以上のことから、遺贈効力発生日までのキャピタル・ゲインの清算を被相続人の所得として帰属し、みなし譲渡所得課税が課されるところと考える。

第 2 節 遺贈資産の一部を現物返還した場合

遺留分侵害額請求が行われた場合の法的効果は、民法改正前は遺留分減殺請求権の行使によって当然に物権的效果が生ずることとされていたが、改正により、遺留分権の行使によって遺留分侵害額に相当する金銭債権が生ずることとされた⁶⁵。

民法改正は、遺産の共有回避を目的に遺留分が金銭債権化された

⁶⁴ 古谷勇二「相続税法第 9 条の『みなし贈与』について－資本取引等を巡る課税関係を中心として－」300 頁（税大論叢 85 号, 2016）

⁶⁵ 国税庁資産課税課「相続税及び贈与税等に関する質疑応答事例（民法（相続法）改正関係） について（情報）」資産課税情報第 17 号令和 2 年 7 月 7 日, 事例 2-1 参照, https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/sozoku/pdf/0020007-054_01.pdf（2025.1.13 最終閲覧）

ため、原則として金銭の支払いを想定している。「しかしながら、受遺者等が金銭で支払うことが困難である場合等において、当事者間の合意により金銭の支払に代えて他の財産を給付することも想定され、そのような方法で遺留分侵害額に相当する金銭の支払請求に対する債務の全部又は一部の弁済をすることは、代物弁済（民法482）に該当するものと考えられ」⁶⁶、所得税基本通達 33-1 の 6 「遺留分侵害額の請求に基づく金銭の支払に代えて行う資産の移転」に定める資産には、「当該遺留分侵害額に相当する金銭の支払請求の基因となった遺贈又は贈与により取得したものを含む」と規定されている。従って、民法改正前と比較すると、遺留分侵害をしている受遺者に対して新たに譲渡所得課税が発生し、これにより新たな課税のゆがみが生じたといえる。

事例に当てはめると、受遺者である佐藤食品工業が遺贈を受けた佐藤食品工業株式を遺留分権利者である相続人に株式の一部を現物返還した場合でも、一旦は遺贈の効力が生じ、全株式が佐藤食品工業に遺贈されるため、被相続人におけるみなし譲渡所得課税が発生することになる。その後、遺留分侵害者（受遺者）の選択により株式の一部を返還することになるため、つまり、受遺者である佐藤食品工業において、遺贈資産を譲渡する課税処理となる。従って、前節で検討していた、遺贈日の終値 1380 円と、遺留分支払日の終値 1694 円の差額である、314 円は法人におけるキャピタル・ゲインの清算として課税されることになる⁶⁷。これは、法人に対する遺贈における所得税法 59 条、法人税法 22 条の適用と遺贈日以降の法人のキャピタル・ゲイン課税の整合性も取れている。

⁶⁶ 国税庁資産課税課『「租税特別措置法（株式等に係る譲渡所得等関係）の取扱いについて」等の一部改正について（法令解釈通達）』の趣旨説明（情報）」資産課税情報第 16 号令和元年 9 月 30 日、第 4 参照、<https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/shotoku/joto-sanrin/0019009-092/0019009-092.pdf>（2025.1.13 最終閲覧）

⁶⁷ 法人は遺贈効力発生に日に無償による資産の譲受け処理がなされているため、その後値上がり益は、法人において法人税として課税される。

さらに、「個人に対する所得税制と法人に対する法人税制とは、その所得概念の構成から税制まで根本的に異なるので、死亡日までのキャピタル・ゲインに係る清算を個人に対する所得税の課税を法人税課税で清算するという不合理な結果を生ずる」⁶⁸ともいえる。

この点、民法改正前の物権的請求権では、返還分に相当する現物資産の譲渡は当初からなかったものとされるため、みなし譲渡所得課税の対象範囲（一部返還分を除いた株式）及び、一部返還に伴う法人での譲渡に係る課税がない点で異なる。

上記の内容を整理すると、死亡日までの含み益に対して被相続人にみなし譲渡所得課税が課税される。その後、佐藤食品工業が株式の一部を返還した場合は、死亡日から返還日までの含み益に対して佐藤食品工業に法人税が課税される。

また、遺留分の支払いが困難な際に金銭に代えて当該遺贈資産を現物返還することが想定されるが、現行法令上、譲渡所得税が課税されてしまう。これは、遺留分侵害者へ過度な税負担を与えることとなり、担税力の観点から問題である。当該遺贈資産の現物返還は民法改正前と同様に、譲渡がなかったものとするのが妥当であり、所得税基本通達 33-1 の 6 に定める資産には、当該遺留分侵害額に相当する金銭の支払請求の基因となった遺贈又は贈与により取得したものを“含む”のではなく、“除く”とした方がよいと考える。

第 3 節 代物弁済をした場合

遺留分侵害額請求に対する債務の履行として、受遺者固有の資産

⁶⁸ 小林・前掲注 14 49-50 頁（下線部筆者加筆修正）

を弁済に充てる場合、当該資産が現所有者から離れるため当該移転時までのキャピタル・ゲインに対して清算されることになる。所得税基本通達 33-1 の 6「遺留分侵害額の請求に基づく金銭の支払に代えて行う資産の移転」は、まさしく、民法改正に伴う代物弁済を想定し設けられた通達である。前節で述べた現物返還をした場合と同様に、遺留分侵害額請求に対する債務の履行により消滅した金銭債務の額に相当する価額によりその資産を譲渡したとして、所得税が課税される⁶⁹。課税の取り扱いは、前節と同様に譲渡所得課税の対象となる。

第 4 節 小括

民法改正により、遺留分制度が金銭債権化されたこと、また、法人に対する遺贈は遺言者の死亡時に遺贈の効力が生じるため、目的物が「遺贈により被相続人から受遺者に譲渡されたという事実には何ら変動がないこととなり、したがって、右遺留分侵害額請求が遺贈による本件遺贈資産に係る被相続人の譲渡所得に何ら影響を及ぼさない。(下線部筆者加筆)」⁷⁰ため、遺贈資産の現物返還及び代物弁済における課税の差異はなく、譲渡所得の課税対象となる。

しかし、民法改正により、新たに不合理な納税義務が発生することとなった。改正前には課税対象とならなかった、遺贈資産の現物返還が、改正後に課税の対象となったのである。所得税基本通達 33-1 の 6 には、遺贈した資産の返還が含まれるため、遺留分権利者に思わぬ課税を招き、過度な税負担を求めるものであり、担税力の観点から課題が残る。なお、代物弁済は民法改正に関わらず、資産の所有者が弁済日において清算されるため、弁済日までのキャピ

⁶⁹ 前掲注 65

⁷⁰ 最判平 4・11・16 税資第 193 号 439 頁

タル・ゲインに対する課税を行うことに異論はない。

第4章 現行法令における対応方法の考察

第1節 負担付死因贈与

死因贈与とは、贈与者の死亡により効力が生じるもの（民法 554 条）で、当事者間同士の契約であるため、遺言者の一方的な意思による遺贈とは異なる。生前に遺贈者と受贈者が死因贈与契約を締結し、贈与者の死亡後に効力が発生することになるが、贈与の条件として“みなし譲渡所得課税”の納税負担を受贈者に負ってもらうことで担税力を担保することができないかを考察する。

死因贈与契約の特約条項に、みなし譲渡所得課税の相当する納税負担を行うことを条件に盛り込むことで、相続人はみなし譲渡所得課税の納税資金を確保することができるのではないだろうか。なお、受遺者である法人は、債務の承継が行われないため、みなし譲渡所得課税の納税義務者はあくまでも相続人となる。従って、相続人は相続税の計算上、債務控除の対象となり、また、相続税法基本通達 9-11「負担付贈与又は負担付遺贈があった場合において当該負担額が第三者の利益に帰すときは、当該第三者が、当該負担額に相当する金額を、贈与又は遺贈によって取得したこととなるのであるから留意する」により、法人が負担する当該みなし譲渡所得課税相当分は、相続税の課税対象となり相続税額が増加⁷¹することに留意が必要である。

民法上、遺贈は無償行為であり、「負担付贈与も、負担は対価ではないから無償行為である」⁷²とされており、みなし譲渡所得課税において、所得税法 60 条が適用されることになる。しかし、税務

⁷¹ 増加する相続税額の負担も受遺者に負わせたい場合、贈与契約の内容を工夫する必要がある。

⁷² 武田・前掲注 2 6052 頁

上は、「所得税法六〇条一項一号にいう『贈与』には贈与者に経済的な利益を生じさせる負担付贈与を含まないと解する」⁷³とされているため、同法 60 条の適用はなく、民法と税法とで解釈が異なる。

同法 33 条の「資産の譲渡」は必ずしも有償譲渡に限られるものではなく、資産の贈与その他の無償譲渡を含むものと解するのが相当であり⁷⁴、同法 59 条 1 項 2 号にいう「対価」とは、「負担付贈与における負担についても、それが経済的な利益に当たるものである限りは（略）対価に当たる」⁷⁵ため、税務上は同法 59 条が適用される。

また、実務的に、生前に負担付死因贈与契約を上場会社が締結するか否か、仮に締結したとしてもその後（遺言者の死後）の上場会社のおかれている環境によっては、贈与契約の履行をするかどうか定かではない。何故なら、年々、上場会社におけるガバナンスは厳しくなっており、当該贈与契約の履行に対して株主の理解が得られるかが問題となる。しかし、遺留分侵害額請求の代わりにみなし譲渡所得課税相当分の負担を条件として、生前に相続人とも同意を得られているような状況下であれば、上場会社は、市場価格の約 15%⁷⁶で自己株式を取得できる。そのため、遺留分侵害額相当を支払うより、はるかに経済合理性があり、将来の贈与契約の履行時に株主の理解も得られやすいのではないかと考える。

従って、生前の死因贈与契約は当事者だけでなく、相続人の理解も得たうえで契約を締結することが望ましい。遺贈者の死後、仮に株主の賛同が得られない場合には、贈与契約の履行をしなければよ

⁷³ 最判昭 63・7・19 税資第 165 号 355 頁

⁷⁴ 伊藤俊一『Q&A 所得税法・消費税法におけるみなし譲渡のすべて』（ロギガ書房, 2021）95 - 99 頁参照

⁷⁵ 伊藤・前掲注 74 97 - 98 頁

⁷⁶ みなし譲渡所得税率を指している（別途、復興特別所得税がある）。

いだけである。その場合、死因贈与契約は無効となり、相続財産として法定相続人が取得することになり、みなし譲渡所得課税は課されないことになる。

第2節 負担付特定遺贈

特定遺贈の受遺者は、本論文第1章で述べた通り、国税通則法5条により債務の承継は行われぬ。そのため、遺贈の条件としてみなし譲渡所得課税の負担を設けることが想定される⁷⁷。遺贈は、既に述べてきた通り遺贈者の単独行為であり、課税の取り扱いは、前節の負担付死因贈与と同様である。相続人において、みなし譲渡所得課税の納税義務が生じ、相続税の計算上、債務控除の対象にもなる。また、遺贈の条件により受遺者が負担するみなし譲渡所得課税相当分は、相続税法基本通達9-11により相続税の課税対象となることも、前節の負担付死因贈与と同様である。

なお、特定遺贈の受遺者は催告がない限りいつでも遺贈の放棄をすることができるため（民法986条）、遺贈を受け入れたい場合には債務の履行をし、受け入れたくない場合は、遺贈の放棄を行えばよく、受遺者の判断で遺贈の受け入れを選択できる点が、死因贈与契約と大きく異なる⁷⁸が、債務不履行となれば、前節の死因贈与契約と類似の法的効果となる点では同じであるといえよう。

⁷⁷ みなし譲渡所得課税に相当する税負担を受遺者が行う旨について言及している書籍として、全国レガシーギフト協会『遺贈寄付ハンドブック（改訂版2版）』（日本ファンドレイジング協会、2022）60頁

⁷⁸ 死因贈与契約が贈与者死亡後に撤回できるか否か様々な見解があると指摘するが、法的論点であるため本論文では割愛する。潮見佳男『詳解 相続法』536-538頁参照（弘文堂、第2版、2022）参照

第3節 第二次納税義務者

「納税義務者（略）が租税を滞納した場合において、その財産について滞納処分を執行してもなおその徴収すべき額に不足すると認められる場合に、納税義務者と一定の関係を有する者が、納税義務者に代わって租税を納付する義務を第二次納税義務といい、この義務を負担する者を第二次納税義務者という」⁷⁹。

「特定受遺者は、相続による納付義務を承継することはありませんが、『特定遺贈』は徴収法第39条《無償又は著しい低額の譲受人等の第二次納税義務》にいう『無償又は著しく低い額の対価による譲渡』の『譲渡』に該当するため（徴基通39条関係3）」⁸⁰、仮に相続人がみなし譲渡所得課税につき滞納した場合、特定受遺者は同条の第二次納税義務を負う場合があることになる。しかし、相続人に滞納処分が行われたことが前提となるため、本制度の適用をもって、みなし譲渡所得課税に相当する税負担を受遺者に負わせることは現実的には想定しづらいと考える。

第4節 第三者納付

国税通則法41条1項により、「国税は、これを納付すべき者のために第三者が納付することができる」と規定されている。そのため、第三者納付により、本来の納税義務者は納税義務が消滅する。そこで、遺留分侵害額請求を検討する前に、遺族と受遺者が協議を行い、遺留分侵害額請求の代わりに、第三者納付を選択する余地が

⁷⁹ 金子・前掲注9 154頁

⁸⁰ 中山裕嗣『徴収・滞納処分で困ったときの解決ヒント～税務相談の現場から～』111頁（大蔵財務協会, 2019）

ないかを検討する。

「第三者納付は、私法上の第三者弁済（民法 474）とその基礎を同じくするといわれています。（略）一方、租税の第三者納付の場合は、法律の規定によって課され、大量反復的に生ずるという租税の特殊性から、（民法のような制限は設けられておらず、） 第三者は、正当な利益を有することも、また、納税者の承諾を得ることも必要とせず、自由に第三者納付をすることができます」⁸¹。

従って、「いかなる第三者も、納税者の納付すべき租税を自己の名において納付することができる」⁸²が、相続人と特定受遺者及び上場会社であるため株主等の理解も重要な要素となるであろう。同法 41 条 1 項の「納付すべきもののために」納付するとは、納税者のために納付することをいい、国税を納付すべきものが納付したのと全く同様の効果を生じさせ、その効果は本来の納税義務者（相続人）が享受する。なお、第三者納付した租税が過誤納金にあたる場合は、その還付は、納付した第三者ではなく、本来の納税者に還付されます（国税通則法基本通達第 56 条関係 4）⁸³。第三者による納付を行う場合は、「名義が外観上一見して納税義務者本人（略）の通称または別名と判断できるような場合でない限り無効であり、効力を生じない」⁸⁴ため、実務上の手続き時には注意が必要である。

また、あくまでも、みなし譲渡所得課税の納税義務者は相続人であるから、第三者納付により消滅したみなし譲渡所得課税に相当する債務は、相続人と第三者との間では新たに求償権が発生すること

⁸¹ 中山・前掲注 80 246 頁。さいたま地判平 22・3・24 税資（徴収関係）順号 22-15 参照（下線部筆者加筆）

⁸² 金子・前掲注 9 916 頁

⁸³ 金子宏教授は、「納付した納付した第三者に対してされる」との見解である。金子・前掲注 9 917 頁参照

⁸⁴ 金子・前掲注 9 917 頁

になる。第三者は求償権を行使するかしないかは任意であるが、仮に求償権を放棄する場合は、相続人は債務負担が免除されることになる。結果として、経済的利益の享受を受けたことになり、一時所得として所得税が課税される可能性が生じるため留意が必要である。なお、「租税の第三者納付においては、正当な利益を有しない第三者が納税者等の同意を得ないですることが可能ですが、この納付があった場合に、第三者が求償権を有することになるか否かは定かでは」⁸⁵ないとの指摘もある。

第5節 遺言書作成時の工夫

第1節及び第2節と通ずる部分でもあり、最終的には受遺者が受け入れるか否かにかかってくるが、遺言書の作成を工夫することで疑義なく遺言者の意思を遂行することができる遺言書の作成を行う方法である。

「遺言の解釈にあたっては、遺言書の文言を形式的に判断するだけでなく、遺言者の真意を探求すべきものであり、遺言者が多数の条項からなる場合にそのうちの特定の条項を解釈するにあたっても、単に遺言書の中から当該条項のみを他から切り離し抽出しその文言を形式的に解釈するだけでは十分ではなく、遺言書の前記載との関連、遺言書作成当時の事情及び遺言書の置かれていた状況などを考慮して遺言者の真意を探求し当該条項の趣旨を確定すべきものであると解するのが相当である」⁸⁶とされているため、遺言者が望むものが何かを明確に遺言書に記載することが最も重要である。

⁸⁵ 中山・前掲注 80 248 頁

⁸⁶ 島津一郎・久貴忠彦編『新・判例コンメンタール民法 15 相続(2)』262 頁(三省堂, 1992)

第 6 節 小括

本章では、本論文で考察してきた通り、遺贈に係るみなし譲渡所得課税の納税義務について担税力や課税の公平の観点から問題があるため、経済的な利益を享受している受遺者が納税負担を負えないか、現行法令上で対応できる方法がないかを考察してきた。

理想論であれば、負担付死因贈与や負担付特定遺贈が考えられるが、いずれも受遺者において債務履行の有無が不透明であり、故人の遺志を必ずしも実現することが確実とは言えない。現実的には、第三者納付が検討してきた方法の中では最適であると考えられるが、相続人、受遺者、受遺者の株主の三者間の同意を得る必要があること、また、求償権に関する不透明な問題も生じるため、やはり課題が残る。

結論、本章で検討した方法はそれぞれにメリット・デメリットが存在するため、現実的には、第 5 節で述べた遺言書作成時の留意点を踏まえつつ、状況に応じた最適な方法を検討せざるを得ない結果となった。

第 5 章 みなし贈与課税

第 1 節 概要

第 1 項 みなし贈与財産の対象

みなし贈与課税は、「法律的には、贈与によって取得したといえないが、贈与によって取得した財産と実質を同じくするため、課税の公平負担の見地から、贈与によって取得したものとみなされ、贈与税の対象とされている財産または権利（経済的利益を含む）があり（略）、これを『みなし贈与財産』とい」⁸⁷い、課税の対象となる。「贈与税は、贈与によって財産が移転する機会に、その財産に対して課される租税であって、相続税の補完税の性質をもつ」⁸⁸。

みなし贈与財産の対象となるのは、保険金（相続税法 5 条）、定期金（同法 6 条）、低額譲受による利益（同法 7 条）、債務免除等による利益（同法 8 条）及びその他経済的利益（同法 9 条）、信託受益権（同法 9 条の 2 ～ 9 条の 5）であり、下記で概観する。

（１） 保険金（相続税法 5 条）

生命保険契約の保険事故又は損害保険契約の保険事故が発生した場合において、これらの契約に係る保険料の全部又は一部が保険金受取人以外の者によって負担されたものであるときは、これらの保険事故が発生した時において、保険金受取人が、その取得した保険金のうち当該保険金受取人以外の者が負担した保険料の金額のこれらの契約に係る保険料でこれらの保険事故が発生した時までに払い込まれたものの全額に対する割合に相当する部分を当該保険料を負担した者から贈与により取得したものとみなす。

⁸⁷ 金子・前掲注 9 653 頁

⁸⁸ 金子・前掲注 9 650 頁

(2) 定期金（相続税法 6 条）

定期金給付契約の定期金給付事由が発生した場合において、当該契約に係る掛金又は保険料の全部又は一部が定期金受取人以外の者によって負担されたものであるときは、当該定期金給付事由が発生した時において、定期金受取人が、その取得した定期金給付契約に関する権利のうち当該定期金受取人以外の者が負担した掛金又は保険料の金額の当該契約に係る掛金又は保険料で当該定期金給付事由が発生した時までに払い込まれたものの全額に対する割合に相当する部分を当該掛金又は保険料を負担した者から贈与により取得したものとみなす。

(3) 低額譲受による利益（相続税法 7 条）

著しく低い価額の対価で財産の譲渡を受けた場合においては、当該財産の譲渡があった時において、当該財産の譲渡を受けた者が、当該対価と当該譲渡があった時における当該財産の時価との差額に相当する金額を当該財産を譲渡した者から贈与（当該財産の譲渡が遺言によりなされた場合には、遺贈）により取得したものとみなす。ただし、当該財産の譲渡が、その譲渡を受ける者が資力を喪失して債務を弁済することが困難である場合において、その者の扶養義務者から当該債務の弁済に充てるためになされたものであるときは、その贈与又は遺贈により取得したものとみなされた金額のうちその債務を弁済することが困難である部分の金額については、この限りでない。

(4) 債務免除等による利益（相続税法 8 条）

対価を支払わないで、又は著しく低い価額の対価で債務の免除、引受け又は第三者のためにする債務の弁済による利益を受けた場合においては、当該債務の免除、引受け又は弁済があった時において、当該債務の免除、引受け又は弁済による利益を受けた者が、当該債務の免除、引受け又は弁済に係る債務の金額に相当する金額（対価の支払があつた場合には、その価額を控除した金

額)を当該債務の免除、引受け又は弁済をした者から贈与(当該債務の免除、引受け又は弁済が遺言によりなされた場合には、遺贈)により取得したものとみなす。ただし、当該債務の免除、引受け又は弁済が、次の各号のいずれかに該当する場合においては、その贈与又は遺贈により取得したものとみなされた金額のうちその債務を弁済することが困難である部分の金額については、この限りでない。

- ① 債務者が資力を喪失して債務を弁済することが困難である場合において、当該債務の全部又は一部の免除を受けたとき。
- ② 債務者が資力を喪失して債務を弁済することが困難である場合において、その債務者の扶養義務者によって当該債務の全部又は一部の引受け又は弁済がなされたとき。

(5) その他の利益の享受(相続税法9条)

上記(1)から(4)及び下記(6)の場合を除くほか、対価を支払わないで、又は著しく低い価額の対価で利益を受けた場合においては、当該利益を受けた時において、当該利益を受けた者が、当該利益を受けた時における当該利益の価額に相当する金額(対価の支払があった場合には、その価額を控除した金額)を当該利益を受けさせた者から贈与(当該行為が遺言によりなされた場合には、遺贈)により取得したものとみなす。ただし、当該行為が、当該利益を受ける者が資力を喪失して債務を弁済することが困難である場合において、その者の扶養義務者から当該債務の弁済に充てるためになされたものであるときは、その贈与又は遺贈により取得したものとみなされた金額のうちその債務を弁済することが困難である部分の金額については、この限りでない。

(6) 信託受益権(相続税法9条の2～9条の5)

「受益者連続信託の受益者を含めて、適正な対価を負担せずに信託の受益者となった者は、受益者としての権利・利益を贈与ま

たは遺贈によって取得したとみなす」⁸⁹。

第2項 沿革

贈与税は、「生前贈与による相続税の回避に対処するため、相続税の補完税として」⁹⁰創設された。昭和25年シャープ勧告において、「相続税および贈与税について、それらを別々に課税する方式の代わりに、両者を結合して累積的取得税（cumulative accessions tax）の税制を採用することを勧告した。これは、人が一生の間に相続・贈与によって得た財産に対する累積的・総合的課税の構想であって、具体的には、贈与・相続によって財産を取得した場合に、その金額をそれ以前に贈与・相続によって取得した財産の金額を合計額に加算し、その総額に対して現行の税率を適用して算出された金額から、それ以前に贈与・相続によって取得した財産の合計額に現行の税率を適用して得られた金額を控除して税額を算出する方式である。シャープ勧告は、この方式が、相続税の主要な目的の1つである富の集中の排除に役立つと考えたのである」⁹¹。

その後、昭和28年に、「実行上の難点等を考慮して、これを相続税と贈与税とに分けて課税し、負担の一層の軽減合理化をはかる」⁹²ことを理由に、累積的取得税は廃止され、相続税と贈与税の2本立てとされた。

⁸⁹ 金子・前掲注9 650頁

⁹⁰ 金子・前掲注9 54頁

⁹¹ 金子・前掲注9 57-58頁

⁹² 昭和28年2月10日 衆院大蔵委員会における愛知揆一大蔵政務次官による改正案の提案理由参照

第2節 その他の利益の享受（相続税法9条）

第1項 趣旨

「相続税法九条の規定は、私法上の贈与契約によって財産を取得したのではないが、贈与と同じような実質を有する場合に贈与の意思がなければ贈与税を課税することができないとするならば、課税の公平を失することになるので、この不合理を補うために、実質的に対価を支払わないで経済的利益を受けた場合においては、贈与契約の有無に拘わらず贈与に因り取得したものとみなし、これを課税財産として贈与税を課税することとしたものである」⁹³と判示されているように、同規定は、みなし贈与の包括規定と考えられ、また、相続税法9条の趣旨については、「贈与税の負担の適正を期するためには、法律的にそれが贈与による取得財産に該当しないものであつても、実質的にそれが贈与により取得したものと同一効果を持つものについては、これを贈与による取得財産とみなして贈与税を課すべきことが要請される」⁹⁴ことにある。

さらに、東京高裁において、「相続税法9条は、贈与契約の履行により取得したものとはいえないが、関係する者の間の事情に照らし、実質的にみて、贈与があつたのと同様の経済的利益の移転の事実がある場合に、租税回避行為を防止するため、税負担の公平の見地から、その取得した経済的利益を贈与により取得したものとみなして、贈与税を課税することとしたものであると考えられる」⁹⁵と判示されている。

以上のことから、相続税法9条の「その他の利益の享受」の規定は、抽象的な表現ではあるが、同法5条から8条及び9条の2～9

⁹³ 東京地判昭 51・2・17 税務訴訟資料 87 号 337 頁

⁹⁴ 桜井四郎『相続税』167-168 頁（中央経済社, 1959）

⁹⁵ 東京高判平 27・4・22 税務月報 63 巻 12 号 2463 頁

条の 5 で規定している以外の理由による、「法律的には贈与又は遺贈により取得した財産でなくても、その取得した事実によつて実質的にこれらと同様の経済的効果が生ずる場合においては、租税回避行為を防止するため、税負担の公平の見地から、その取得した財産を贈与又は遺贈により取得したものものとみなして」⁹⁶課税漏れが起らないように手当されている。次項において、同法 9 条の適用要件について深堀していく。

第 2 項 適用要件

相続税法 9 条は、“対価を支払わないで”、又は“著しく低い価額の対価”で“利益を受けた場合”においては、当該利益を受けた時において、当該“利益を受けた者”が、当該利益を受けた時における当該利益の価額に相当する金額（対価の支払があった場合には、その価額を控除した金額）を当該“利益を受けさせた者”から贈与（当該行為が遺言によりなされた場合には、遺贈）により取得したものとみなされている。当該条文の文理解釈について、贈与契約の必要性についても考察する。

（１）“対価を支払わないで”の意義

「対価とは、ある人がその財産、労力などを他人に与え、また利用させる場合に、その報酬として受取る財産上の利益」⁹⁷をいい、「『対価を支払わないで』とは、贈与と同様にそのような給付の代償としての利益を支払うことなくということである」⁹⁸る。また、「対価の支払い事実の有無は、実質より判定される」⁹⁹。

⁹⁶ 武田昌輔監修『DHCコンメンタール相続税法第 1 巻』1032 頁（第一法規出版、1981）

⁹⁷ 武田・前掲注 96 1033 の 2 頁

⁹⁸ 古谷・前掲注 64 138 頁

⁹⁹ 武田・前掲注 96

（２）“著しく低い価額の対価”の意義

「所得税法においては、定額譲渡（所法 59 条 1 項 2 号）に該当するかどうかを判定する場合における『著しく低い価額の対価』について、資産の譲渡の時ににおける価額（時価）の 2 分の 1 未満の金額とする旨が定めている（所令 169 条）。相続税法においては、同法第 7 条から第 9 条までにおいて『著しく低い価額の対価』という用語があるが、その判定基準については、所得税法のような規定は定められて」¹⁰⁰おらず、東京地裁において、“著しく低い価額の対価”は、所得税法のような時価の 2 分の 1 未満の金額を指すものと解さなければならないということはないと判示している¹⁰¹。

相続税法においても「昭和 33 年までは、法第 7 条の定額譲受けの場合の判定基準が定められていたが、このような画一的基準を設けたことによって、明らかに贈与する意思で高額な利益が授受されるものであつても、対価の額が時価の 2 分の 1 以上であるという理由で贈与税の課税ができないという課税上の不公平が生じたため、昭和 34 年の相続税法の改正を期に、この判定基準が廃止された」¹⁰²のである。

「従来は、譲受財産に対する対価がその財産の時価の二分の一に満たない場合に著しく低い対価として取り扱うことになっていた。この取扱の根拠は、一応所得税法施行令第二条の規定に求めたものであつた（が）、贈与税関係についてはその課税目的上必ずしも所得税法関係の取扱と軌を一にすべき理由は見当たらない（とし、）『みなす贈与』は結局、贈与契約に基かなくとも贈与と同じ効果をもたらすとみなすに足る場合が課税対象となるわけであるから、画一的な『低額』の取扱基準を設けることはむしろ不自然であり、より困難であるが、場合場合によつて判定することが合理的である」

¹⁰⁰ 武田・前掲注 96 1034 頁

¹⁰¹ 東京地判昭 47・12・25 税資 57 号 840 頁参照

¹⁰² 武田・前掲注 96 1007 頁

¹⁰³と考えられた。

また、「画一的な判定基準を設けることによつて、明らかに贈与
する意思で高額な利益が授受されるものであつても、その対価の額
が画一的な判定基準以上であるという理由で贈与税の課税ができな
いことになり、課税上の不公平が生ずるのは、(略)趣旨からみて
適当でな」¹⁰⁴く、相続税法 9 条の「『著しく低い価額の対価』に該
当するかどうかについては、個々の具体的事案に即し、社会通念に
従い、本条の課税目的にてらし合理的に判定すべきでものと考えら
れる」¹⁰⁵。

(3) “利益を受けた場合”の意義

“利益を受けた場合”とは、「経済的利益をネライとしているの
であつて、おおむね利益を受けた者の財産の増加又は債務の減少が
あつた場合等をいうものとされている」¹⁰⁶。前項で述べた通り、相
続税法 9 条の趣旨の「贈与があつたのと同様の経済的利益の移転の
事実がある場合」とあることから、「利益を受けた」とは経済的利
益の移転に伴う利益の享受である。従つて、その利益の享受は、具
体的には、積極財産の増加だけでなく、消極財産の減少も含まれる
と考えられる。

相続税法基本通達 9-1 においては、「おおむね利益を受けた者の
財産の増加又は債務の減少があつた場合等をいい」と定められてお
り、大阪地判において、相続税法 9 条の「適用があるのは、対価を支
払わないで又は著しく低い価額の対価で利益を受けた場合であるところ、この「利益を受けた場合」とは、概ね利益を受けた者の財産
(積極財産)の増加又は債務(消極財産)の減少があつた場合等を

¹⁰³ 奥山尚『相続税法基本通達の改正について(Ⅱ)』税経通信 14 巻 5 号 162 頁 (1959)

¹⁰⁴ 武田・前掲注 96 1004 頁

¹⁰⁵ 武田・前掲注 96 1034 頁

¹⁰⁶ 白崎浅吉＝桜井四郎『相続税法解説』193 頁 (税務研究会, 1986)

いうものと解される」¹⁰⁷と判示している。

「なお、この『利益を受けた場合』には、含み益であっても課税対象に含まれていると解されている。なぜなら、相続税とは、相続時点におけるすべての財産について課税されるものであり、贈与税が相続税の補完税の性質があることの関係上、将来の相続財産を減少させるような財産・財産の価値の移転があれば、適切に贈与税を課税することが必要であるからである」¹⁰⁸。

（４）“利益を受けた者”と“利益を受けさせた者”の関係性

「本条は、無償又は著しく低い価額の対価で利益を受けた場合に
いにおいて、その利益を受けた者が、その利益の価額に相当する金額
（略）をその利益を受けさせた者から贈与又は遺贈により取得した
ものとみなすこととしているのであるが、このことから、この規定
は、結果的に、利益を受けさせた者と利益を受けた者が存在するの
みでは不十分で、両者の間で、利益を受けさせ、受けたという関係
の存在する場合に限って適用されるとする考え方がある（有斐閣
「租税判例百選」1968年111頁、（山田二郎））。この考え方に対し
ては、同条が租税回避行為を防止するための税負担の公平の見地か
ら設けられた趣旨に照らして、結果的に利益を受けさせた者と利益
を受けた者が存在すれば十分であるとする考え方もあるであろう」
¹⁰⁹とされている。

東京高裁において、相続税法9条の「趣旨からすれば、『当該利
益を受けさせた者』と『当該利益を受けた者』を含む関係する者の
間の事情に照らし、同条の掲げる者の間での直接的な利益の授受が
なくとも、実質的にみて、贈与があったのと同様の経済的利益の移
転の事実がある場合には、同条の規定を適用することが許されると

¹⁰⁷ 大阪地判平24・6・1 税資第262号 順号11963

¹⁰⁸ 古谷・前掲注64 141頁

¹⁰⁹ 武田・前掲注96 1035頁

解するのが相当である」¹¹⁰と判示した。

また、「贈与があったのと同様の経済的利益の移転の事実」がある場合について、大阪高裁で、相続税法「9条の趣旨に鑑みれば、一方当事者の何らかの財産が減少し、他方当事者について財産の増加や債務の減少があったというだけでは、およそ贈与と同じような経済的実質があるとは言い難いことは明らかであって、同条にいう『対価を支払わないで、…利益を受けた場合』というためには、贈与と同様の経済的利益の移転があったこと、すなわち、一方当事者が経済的利益を失うことによって、他方当事者が何らの対価を支払わないで当該経済的利益を享受したことを要すると解するのが相当である」¹¹¹と判示している。

従って、「利益を受けた者の財産の増加だけではなく、利益を受けさせた者の財産の減少と当該利益の関係にも着目し、利益を受けさせた者の財産が減少することによって、利益を受けた者の財産が増加するとの関係が必要であるということ（がいえ、）特に、法人を介して、利益の移転が間接的である場合は、9条の趣旨に鑑み、『利益を受けさせた者』と『利益を受けた者』を含む関係する者の間の事情に照らし、直接的な利益の授受はなくとも、贈与があったのと同様の経済的利益の移転の事実があれば、9条の適用があると考える。そして、ここで必要とされる『贈与があったのと同様の経済的利益の移転の事実』とは、一方当事者が経済的利益を失うことによって、他方当事者が、その一方当事者が失った経済的利益を何ら対価を支払わないで、若しくは、著しく低い価額の対価で享受することである」¹¹²る。

（５）贈与契約の必要性

¹¹⁰ 東京高判平 27・4・22 訟務月報 63 巻 12 号 2464 頁

¹¹¹ 田中啓之「判批」中里実ほか編『租税判例百選』160 頁（有斐閣，第 7 版，2021）

¹¹² 古谷・前掲注 64 143 頁

相続税法 9 条の適用に当たっては、贈与契約の必要性を問わないのは、前項で述べた同条の趣旨の通りである。東京高裁において、「相続税法 9 条は、贈与契約の履行により取得したものとはいえないが、関係する者の間の事情に照らし、実質的にみて、贈与があったのと同様の経済的利益の移転の事実がある場合に、租税回避行為を防止するため、税負担の公平の見地から、その取得した経済的利益を贈与により取得したものとみなして、贈与税を課税することとしたものであると考えられる」¹¹³と判示されている。

第 3 節 相続税法基本通達の概観

相続税法 9 条の適用がある場合、相続税法基本通達 9-1～9-14¹¹⁴にその取り扱いが定められている。その中でも、本論文に關係する法人の資本等取引に係る、9-2（株式又は出資の価額が増加した場合）、9-4（同族会社の募集株式引受権）、9-6（合同会社等の増資）、9-7（同族会社の新株の発行に伴う失権株に係る新株の発行が行われなかった場合）について、取り扱いを概観する。

第 1 項 9-2（株式又は出資の価額が増加した場合）

同族会社の株式又は出資の価額が、例えば、次に掲げる場合に該

¹¹³ 前掲注 110

¹¹⁴ 9-1（「利益を受けた」の意義）、9-2（株式又は出資の価額が増加した場合）、9-3（会社が資力を喪失した場合における私財提供等）、9-4（同族会社の募集株式引受権）、9-5（贈与により取得したものとする募集株式引受権数の計算）9-6（合同会社等の増資）、9-7（同族会社の新株の発行に伴う失権株に係る新株の発行が行われなかった場合）、9-8（婚姻の取消し又は離婚により財産の取得があった場合）、9-9（財産の名義変更があった場合）、9-10（無利子の金銭貸与等）、9-11（負担付贈与等）、9-12（共有持分の放棄）、9-13（信託が合意等により終了した場合）、9-13 の 2（配偶者居住権が合意等により消滅した場合）、9-14（法第 7 条の規定に関する取扱いの準用）。

当して増加したときにおいては、その株主又は社員が当該株式又は出資の価額のうち増加した部分に相当する金額を、それぞれ次に掲げる者から贈与によって取得したものとして取り扱うものとしている。また、この場合における贈与による財産の取得の時期は、財産の提供があった時、債務の免除があった時又は財産の譲渡があった時によるものとされている。

- ① 会社に対し無償で財産の提供があった場合
 - ・・・当該財産を提供した者
- ② 時価より著しく低い価額で現物出資があった場合
 - ・・・当該現物出資をした者
- ③ 対価を受けないで会社の債務の免除、引受け又は弁済があった場合
 - ・・・当該債務の免除、引受け又は弁済をした者
- ④ 会社に対し時価より著しく低い価額の対価で財産の譲渡をした場合
 - ・・・当該財産の譲渡をした者

同通達は、同族会社に対して、財産の無償提供等により当該同族会社の株式価値が値上がりすることになり、当該株式の値上がりが、結果として、当該会社の株主等が無償で経済的利益を受けていることになるから、相続税法 9 条が適用される。ただし、同通達 9-3 では、同族会社の取締役、業務を執行する社員その他の者が、その会社が資力を喪失した場合において同通達 9-2 の①から④までに掲げる行為をしたときは、それらの行為によりその会社が受けた利益に相当する金額のうち、その会社の債務超過額に相当する部分の金額については、同通達 9-2 にかかわらず、贈与によって取得したものとして取り扱わないものとしている。また、会社が資力を喪失した場合とは、法令に基づく会社更生、再生計画認可の決定、会社の整理等の法定手続による整理のほか、株主総会の決議、債権者集会の協議等により再建整備のために負債整理に入ったような場合をいうとされている。従って、資力を喪失した会社に同通達 9-2 による財産の無償提供等により、消滅した債務超過に相当する部分

は、単にマイナスの財産が減少したに過ぎないから、株式価値の増加に該当せず（債務超過が解消され、株式価値がゼロから1以上になったときに株式価値の増加といえる。）、同法9条の適用はなく、課税の対象とならない¹¹⁵。

第2項 9-4（同族会社の募集株式引受権）

同族会社が新株の発行（当該同族会社の有する自己株式の処分を含む。）をする場合において、当該新株に係る引受権（以下「募集株式引受権」という。）の全部又は一部が会社法第206条各号（（募集株式の引受け））に掲げる者（当該同族会社の株主の親族等（親族その他法施行令第31条に定める特別の関係がある者をいう¹¹⁶。以下同じ。）に限る。）に与えられ、当該募集株式引受権に基づき新株を取得したときは、原則として、当該株主の親族等が、当該募集株式引受権を当該株主から贈与によって取得したものとして取り扱うものとする。ただし、当該募集株式引受権が給与所得又は退職所得として所得税の課税対象となる場合を除くものとしている。

同通達は、同族会社が、新株を発行等する際における新株に係る引受権に関し、既存株主が引き受けずに親族等が引き受けた場合に、贈与により取得したものとして贈与税の課税対象となることを定めたものである¹¹⁷。同族会社で募集株式引受権の付与について課税問題が生ずるのは、例えば、株式の価額より新株の発行価額が低く、その権利に経済的価値が生ずる場合である。同族会社であれ

¹¹⁵ 甲斐裕也編『相続税法基本通達逐条解説』158頁参照（大蔵財務協会, 2024）

¹¹⁶ 相続税法施行令31条（同族関係者の範囲等）は、特別の関係がある者として、①株主と内縁関係にある者及びその者の親族で生計を一にしているもの、②株主たる個人の使用人及び使用人以外の者で、その個人から受ける金銭等で生計を維持しているもの並びにそれらの者の親族でこれらの者と生計を一にしているものを掲げている。

¹¹⁷ 甲斐・前掲注115 159頁参照

ば、容易に新株発行の決議等が行えるため、募集株式引受権の利益が、旧株主と新株主とが親族等の関係にあるときは、その含み益の移転について、個人間の贈与があったものとして取り扱うことになる¹¹⁸。従って、旧株主が新株発行等に伴い、募集株式の引受を平等に行われなかった場合に同通達の適用がある。

第 3 項 9-6（合同会社等の増資）

同族会社である合同会社及び合資会社の増資については同通達 9-4 の取扱いに準ずる。

同通達は、同族会社の親族等に経済的利益を与える目的で不平等に出資引受権を与えることができるため、課税の対象としている¹¹⁹。

第 4 項 9-7（同族会社の新株の発行に伴う失権株に係る新株の発行が行われなかった場合）

同族会社の新株の発行に際し、会社法第 202 条第 1 項の規定により株式の割当てを受ける権利（以下、この項において「株式割当権」という。）を与えられた者が株式割当権の全部若しくは一部について同法第 204 条第 4 項（（募集株式の割当て））に規定する申込みをしなかった場合又は当該申込みにより同法第 206 条第 1 号に規定する募集株式の引受人となった者が同法第 208 条第 3 項（（出資の履行））に規定する出資の履行をしなかった場合において、当該申込み又は出資の履行をしなかった新株（以下「失権株」という。）に係る新株の発行が行われなかったことにより結果的に新株発行割合（新株の発行前の当該同族会社の発行済株式の総数に対する新株の発行

¹¹⁸ 甲斐・前掲注 115 159-160 頁参照

¹¹⁹ 甲斐・前掲注 115 166 頁参照

により出資の履行があった新株の総数の割合をいう。)を超えた割合で新株を取得した者があるときは、その者のうち失権株主(新株の全部の取得をしなかった者及び結果的に新株発行割合に満たない割合で新株を取得した者をいう。)の親族等については、当該失権株の発行が行われなかったことにより受けた利益の総額のうち、次の算式により計算した金額に相当する利益をその者の親族等である失権株主のそれぞれから贈与によって取得したものとして取り扱うものとしている。

新株の発行に際して、株主にその所有株式数に比例して株式割当権を与えた場合においては、新株発行前後において株主の所有割合に変動が生じないため、何ら課税に影響を及ぼさない。しかし、失権株主のその株式割当権に係る新株の申込み又は引受けをしなかった株式の価値の減少により、失権株主から他の株主が利益を受けることとなる。このとき、経済的利益の移転が行われたと考えられ、同通達 9-4 に定められた取扱いと異なることはないから、同通達 9-7 の取扱いが定められている¹²⁰。

第 4 節 小括

本章では、みなし贈与財産の対象から始まりみなし贈与課税について概観し、本論文のテーマでもある、自己株式を発行会社へ遺贈した場合における既存株主のみなし贈与課税について考察してきた。無償による自己株式の遺贈は、相続税法 9 条の適用要件でもある贈与契約の有無を問わないこと、また、相続税方法基本通達 9-2 の会社に対する財産の無償提供が行われた場合にまさしく合致する。従って、遺贈によるため、受遺者の受遺意思がなくとも、同通達 9-2 の適用によりみなし贈与課税が成立する。なお、同通達 9-2

¹²⁰ 甲斐・前掲注 115 168-169 頁参照

の大前提として、遺贈対象となる株式の発行会社が“同族会社”である必要がある。本論文第3章で取り上げている佐藤食品工業の事例においては、佐藤氏の保有割合は50%以下であることからそもそも、同族会社に該当せず、本章で考察してきたみなし贈与課税は該当しない結果となった。しかしながら、日本企業の大半は同族会社である¹²¹ため検討に値すると考え考察した。

¹²¹ 佐藤俊夫監修『ファミリービジネス白書 未曾有の環境変化と危機突破力』IX頁（株式会社白桃書房、初版、2022）

第 6 章 自己株式を発行会社へ遺贈した場合の課税関係

本論文第 3 章で取り上げた、佐藤食品工業の事例を基に自己株式を発行会社へ遺贈した場合の課税関係を各立場に応じて考察する。なお、前提条件等は、特段言及がない限り、第 3 章の内容と同様とする¹²²。

第 1 節 遺贈者（創業者佐藤氏）

本論文第 2 章で述べた通り、遺言により自己株式を発行会社へ遺贈する場合、遺贈者である被相続人において、みなし譲渡所得課税が生じる。一般的には、当該遺贈は遺贈資産が自己株式と特定されているため、特定遺贈に該当する。そして、みなし譲渡所得課税の納税義務は特定受遺者には承継されず、相続人に承継されることになる¹²³。当該みなし譲渡所得課税相当の税額は、相続税法 13 条 1 項により被相続人に係る公租公課に該当し、相続税の計算上、債務控除の対象となる。

事例に当てはめると、遺贈の効力は遺言者の死亡の時に発生するため、相続発生日である遺贈日に自己株式の譲渡が行われ、同時にみなし譲渡所得課税が発生し、相続人に納税義務が承継される。

¹²² 時系列は次の通りである。（本論文第 3 章参照）

2022 年 3 月 21 日：創業者佐藤氏の逝去

2022 年 6 月 3 日：佐藤氏が保有する株式全株を発行会社である佐藤食品工業に遺贈

2023 年 3 月 31 日：遺留分侵害額請求により遺留分の支払いを公表

¹²³ みなし譲渡所得課税の詳細は本論文第 2 章、遺贈の詳細は本論文第 1 章参照

（１）所得税（みなし譲渡所得課税）

遺贈日の時価、約 28.3 億円に対して、みなし譲渡所得課税が発生し、当該納税額は約 4.1 億円となり¹²⁴、納税義務者は相続人となる。

（２）相続税（債務控除）

上記（１）のみなし譲渡所得課税約 4.1 億円は、相続税の計算上、債務控除の対象となる。

第２節 受遺者（佐藤食品工業）

特定受遺者である法人は自己株式を取得することになるが、遺贈により無償で財産を取得することになるため、①当該遺贈における法人の課税関係、②遺贈日（相続発生日）と執行手続き等により実際の受入日が必ずしも同日になるとは限らないため、受け入れ時の時価算定日をどう考えるのか、③遺留分侵害額請求の支払いに係る課税の取り扱いについて考察する。

なお、法人における相続税の納税義務は、相続税法 1 条の 3 により“個人”と定められているため、法人は納税義務を負わない。ただし、遺贈が租税回避目的であると認められる場合は、相続税法 64 条による同族会社等の行為又は計算の否認等の適用が想定される。

第１項 法人の課税関係 一受贈益課税か、資本等取引か一

益金の意義について、法人税法 22 条 2 項及び同条 3 項 3 号は、

¹²⁴ 本論文第 3 章（３）仮置き条件参照

資本等取引にかかる収益を益金から除外している。遺贈による発行会社の自己株式の取得は資本金等の額を減少させる一種の資本等取引であるが、平成 18 年度の法人税法改正で法人が自己株式を取得した場合には、取得株式を資産計上せず、取得対価の額のうち取得資本金額に相当する金額は資本の払い戻しと考え、資本金等の額を減少し、それを超える部分の金額をみなし配当と考え、利益積立金額を減少させる取り扱いとなった。従って、遺贈による自己株式の取得は資本等取引に該当することになる。

事例に当てはめると、以上のことから、受贈益課税ではなく、資本等取引に該当する。また、資本等取引として自己株式数が増加していることが公表資料¹²⁵からも読み取れる。

第 2 項 時価の算定日

遺贈の効力は、本論文第 1 章第 2 節で既に述べてきた通り、遺言者の死亡の時とされているが、実務上は、死亡の時から受遺者に遺贈財産の引き渡しが行われるまでに、執行手続き等に時間を要することが想定される。そのため、受遺者である法人の自己株式の取得日がいつになるのかが問題となる。

事例に当てはめると、相続発生日が 2022 年 3 月 21 日であるが、実際の名義書換予定日は 2022 年 6 月 3 日である。この時、どの時点が法人における自己株式の取得日となり、取得時価の算定日となるのであろうか。なお、自己株式取得であるから、資本等取引に該当するため、結果として課税上の問題は生じないが、次節第 4 項に

¹²⁵ 佐藤食品工業株式会社 2022 年 3 月期有価証券報告書参照
https://ssl4.eir-parts.net/doc/2814/yocho_pdf/S100R3IY/00.pdf
(2025.1.13 最終閲覧日)

において、時価の算定日の問題が生じるため、後述する。

第3項 遺留分侵害額請求の支払いに係る課税の取り扱い

本論文第1章第3節で述べた通り、遺留分制度は遺族（遺留分権利者）の生活保障のために設けられている。遺贈により遺留分の侵害が行われていれば、遺族（遺留分権利者）から遺留分侵害額請求をなされることが想定される。遺留分の支払いを行った場合、税務上は当該支出が、遺贈資産の取得対価に当たるのか、損金性を有するのか問題が生じる。

民法改正前における遺留分減殺請求¹²⁶において、遺留分の支払いは次の民法上の考え方がある。「価額弁償によって遺留分減殺請求はなかったこととなり遺贈の効果が遡及的に復活するという考え方（遡及的直接移転説）と、遺留分減殺請求によりその目的物は相続開始時から遺留分権利者が相続したこととなり、その後に価額弁償がなされるとその時点でその目的物は遺留分権利者から受遺者等に移転するという考え方（価額弁償時移転説）がある」¹²⁷。遡及的直接移転説によれば、「遺贈の効果が遡及的に復活し、遺贈に何ら影響を及ぼさないため、(略)、損金として計上することになる」¹²⁸。一方、価額弁償時移転説による場合、「受遺者が遺留分権利者から遺留分減殺請求によって返還した目的物を有償取得したものとして、(略)、取得原価として計上する」¹²⁹。

¹²⁶ 民法改正前は「遺留分減殺請求」というため、改正前後において用語を使い分けるとする。

¹²⁷ 山田・前掲注32 297-298頁

¹²⁸ 山田・前掲注32 304-305頁

¹²⁹ 山田・前掲注32 304頁

民法改正後は、遺留分侵害額に相当する金銭債権が生ずることとなったため¹³⁰、遡及的・直接移転説の処理になると考えられよう。従って、損害賠償に伴う損金性¹³¹の性質を有すると考える。

事例においても、遺留分の支払いが行われ、特別損失として損金計上されている¹³²。

第3節 既存株主（佐藤食品工業の遺贈者以外の株主）

第1項 みなし贈与課税の考察

自己株式を発行会社へ遺贈した場合は、遺贈者以外の他の発行会社の株主（以下「既存株主」という。）は自身の保有する株式数に変動はないが、発行会社の自己株式数の増加により既存株主の保有割合が増加することになる。この場合、保有割合の増加は既存株主において何ら課税が発生されないであろうか。

これは、本論文第5章みなし贈与課税で述べた相続税法9条の適用が想定される。同族会社に対して、財産の無償提供等があった場合、法人は無償で財産が増加し、その分だけ会社の価値が増加する。結果として、既存株主の所有株式の一株当たりの純資産は増加することになる。既存株主の保有割合の増加に伴い、保有株式の価値の増加が、同法9条の「利益を受けた場合」に該当し、株主間の

¹³⁰ 詳細は本論文第3章第2節参照

¹³¹ 法人税法基本通達2-2-16 前期損益修正「当該事業年度前の各事業年度（その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度）においてその収益の額を益金の額に算入した資産の販売又は譲渡、役務の提供その他の取引について当該事業年度において契約の解除又は取消し、返品等の事実が生じた場合でも、これらの事実に基づいて生じた損失の額は、当該事業年度の損金の額に算入するのであるから留意する。」

¹³² 前掲注53

無償の経済的利益の移転が行われたと考えることができる。

東京高裁において、「相続税法 9 条は、贈与契約の履行により取得したものとはいえないが、関係する者の間の事情に照らし、実質的にみて、贈与があったのと同様の経済的利益の移転の事実がある場合に、租税回避行為を防止するため、税負担の公平の見地から、その取得した経済的利益を贈与により取得したものとみなして、贈与税を課税することとしたものであると考えられる」¹³³と判示されており、必ずしも当事者間の贈与契約の有無にかかわらず、贈与と同じ効果を有する場合には、経済的利益の移転に着目して贈与が行われたとし、課税の対象になると考えられる。

「このように、同族会社の個人株主については、個人株主に帰属するその会社の純資産の増加にも担税力を見出し、これに贈与税を課税することとされている。同族会社に限ってこのような取扱いを定めているのは、利益を与える者から利益を受ける株主への利益の授受の認定について、相続税法 64 条の同族会社の行為計算否認規定を前提としているからであると解されている。これは、個人への間接的な贈与の意図や合意をどのように立証するかという点について、個人の内心まで立証することは極めて困難であることから行為計算否認規定を前提にしている」¹³⁴と清水は指摘する。

第 2 項 判例考察 一希薄化損失とみなし贈与課税一

大手商社タイ子会社有利発行事件¹³⁵を題材に希薄化損失とみなし贈与課税について考察する¹³⁶。

¹³³ 前掲注 110

¹³⁴ 清水秀徳「自己株式の無償・低廉取得に係る法人税の課税関係」373 頁（税大論叢 66 号, 2010）

¹³⁵ 東京高判平 22・12・15 税資 260 号 順号 11571

¹³⁶ 文中記載の保有割合は、説明を平易にするために資本関係等を簡略化して

原告である内国法人 X（以下、「X」という。）は Y2 の新株を引き受けたことで直接の保有割合が 2%から 47%になり、当該新株発行が有利発行に当たるとして、受贈益が課された。X は、他の株主との間に資産価値の移転の合意がないとして、法人税法 22 条 2 項の適用はないと主張している。しかし、X は Y2 の株式をグループ内で 76%有しており、有利発行に係る特別決議も容易に可能なことから、持分比率増加による資産価値の移転が X においても想定されたと考えられる。続いて、希薄化損失について、判決では法人税法上、実現原則を採用している点から未実現の損失は受贈益の額からは控除できないとした¹³⁷。下記に希薄化損失について 3 つの視点から考察する。

（１）未実現の利益に対応した希薄化損失を考慮するか否か

課税対象とされた受贈益が未実現の利益であるならば、同一に発生した希薄化損失も未実現の損失として対応させる考え方であるが、法人税法上、実現原則を採用しているため、希薄化損失は考慮できないと考える。また、判決で認定された受贈益が未実現の利益かという問題に関しては、有利発行による受贈益課税は、法人税法 22 条 2 項の無償による資産の譲受けに該当すると解されているため、実現した所得として課税される。よって、希薄化損失は未実現の損失であるならば、実現原則からも考慮すべきでないと考える。

（２）経済的利益の価値移転額に希薄化損失を考慮するか否か

法人税法 22 条 2 項は、第三者からの経済的利益の価値移転を対象としている。希薄化損失を考慮しないことは、外部から流入していない経済的価値に対しても課税されてしまうことになる。この点に関しては、希薄化損失を損失として捉えるのではなく、価値移転の利益算出過程において、そもそも考慮すべきと考えれば妥当とも

おり事実とは異なる。

¹³⁷ 様々見解があり意見が分かれているがやや論点が異なるため本論文では割愛する。

考えられる。

（３）有利発行が他の株主等に影響を及ぼす恐れの有無で課税関係が異なるか否か

有利発行であったとしても、株主間の持分変動がなければ、経済的な均衡が図れているため課税関係は生じない。これは、有利発行による経済的利益と希薄化損失が実質的に相殺された結果でもあるが、言い換えれば、自ら保有する株式間での含み損益の移動であり外部からの経済的利益の移転が行われたわけではないことから課税が発生しないのは妥当と考える。

一方、他の株主等に影響を及ぼす恐れがある場合に生じた希薄化損失の取り扱いは、新株にかかる受贈益の発生と既存株式に係る希薄化損失は、発生の対象となる資産（新株か既存株か）、また、当該資産を取得する者（第三者か既存株主（持分が変動する場合に限る）か）が異なるため区別して考える必要がある。従って、法人税法 22 条 2 項の収益が総額概念から、希薄化損失を考慮せず経済的利益を総額で認識し、希薄化損失は未実現の損失のため考慮しないことは妥当であると考えられる。

以上のことから、上記（１）及び（３）の視点においては希薄化損失を考慮することは妥当でないと考えるが、（２）は外部からの経済的利益の移転がないため希薄化損失を考慮すべきと考える。

有利発行税制が創設されたのは、昭和 47 年の殖産住宅事件¹³⁸を契機に昭和 48 年の税制改正において導入された。制度趣旨は、「旧株の含み益がその払込者に移ることとなるため、その払込価額と時価との差額を課税する」¹³⁹ことであり、当該差額に対して受贈益を課すことである。当時の立法趣旨に希薄化損失の考慮を検討したかどうかは不明である。希薄化損失を考慮しないことは、他の株主が

¹³⁸ 最判昭 63・7・18 刑集 42 卷 6 号 861 頁

¹³⁹ 土屋俊康「法人税法の一部改正」税通 28 卷 7 号 82 頁（1973）

希薄化損失相当分にも課税がおよび、言い換えれば、自身に対する贈与課税のようなものであり、本判決の希薄化損失を考慮しない点に反対する。

判決では、原告は直接保有する株式の希薄化損失については主張しておらず、間接保有する株式の希薄化損失のみを主張し、主張された当該間接保有に係る希薄化損失は受贈益から控除できないと判示された。従って、原告が主張しなかったこともあり、直接保有株式に係る希薄化損失を控除できるか否かの判断は行われていないが、文脈等から現行法令上、控除することができないと考えられる。

本判例考察により、希薄化損失は相続税法 9 条のみなし贈与課税の適用対象になると考えられる。

第 3 項 判例考察 一持分比率減少と経済的価値移転—

オウブンシャホールディングス事件¹⁴⁰を題材に、みなし贈与課税と直接は影響しないが、持分比率の減少が与える経済的価値移転の考察を通して、みなし贈与課税の理解を深める。

原告である内国法人 O（以下、「O」という。）は取引当事者でないにもかかわらず、O の有利発行を行った外国法人 A（以下、「A」という。）株式の保有割合が 100% から 6.25% に減少したとして、持分減少分の移転に着目し、O に持分減少に係る資産価値減少分相当の無償による資産の譲受けに該当するとして課税が行われた。O は無償による資産の譲受けとして益金の額に算入された。また、有利発行により資産価値が増加した外国法人 B（以下、「B」という。）においても、有利発行により株式を取得しているため、B が仮に内国法人であるとする払込金額と時価との差額が無償による資産の譲受けに該当し課税されるが、外国法人でもあり、財団法人

¹⁴⁰ 最判平 18・1・24 判タ 1203 号 108 頁

であったため課税がなされていない。

その後、BはA株式を国外の関連会社に売却し、更に関連会社がOの日本国内の子会社に売却している。一連の取引を一体としてみた場合¹⁴¹に、Oは国外のグループ会社を利用し、無税で最終的に日本国内の子会社にA株式を移転したことになる。

以上のことから、OからA株式を直接子会社に移転するのではなく、国外グループを経由することで、課税を回避したことが伺え、純粋経済人の行為として不合理・不自然であり、経済合理性を欠いている。また、国外にグループがあったために行えた課税回避取引であって、国外グループを有さない場合には取りえないスキームならば、租税回避行為に当たるとして、法人税法132条の適用があると考えられる。なお、被告は法人税法132条の主張を第一審の審理中に予備的主張に変更しており、同法22条2項の適用により課税処分が確定している。

本判例から、株式の持分比率減少による経済的価値移転が行われ課税対象となることが整理できる。また、本判例をみなし贈与課税の論点に置き換えるならば、個人株主であれば相続税法9条の適用がなされたといえることができる。

第4項 時価の算定日

前節第2項で若干触れたが、遺贈の効果は遺言者の死亡の時（事例に当てはめると、2022年3月21日。株価1380円¹⁴²）とされており、死亡の時から受遺者に遺贈財産の引き渡し（事例に当てはめると、2022年6月3日。株価1613円¹⁴³）が行われるまで、実務上

¹⁴¹ 裁判所はグループ全体として捉えることは法令上の根拠がないと判断している。

¹⁴² 前掲注57参照

¹⁴³ 本論文第3章（3）仮置き条件参照

は、執行手続き等に時間を要する。この場合、「経済的利益の移転」がいつ行われたのかが問題となる。そこで、相続税法、所得税法、法人税法の立場に立って考察する。

(1) 相続税法の取り扱い（相続税法基本通達 1 の 3・1 の 4 共-8)

相続若しくは遺贈又は贈与による財産取得の時期は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次によるものとする。

- ① 相続又は遺贈の場合・・・相続の開始の時
- ② 贈与の場合・・・書面によるものについてはその契約の効力の発生した時、書面によらないものについてはその履行の時

従って、遺贈により経済的利益の移転が発生しているため、“相続の開始の時”が時価の算定日といえる。

(2) 所得税法の取り扱い（所得税法 59 条・60 条）

本論文第 3 章でも考察してきたが、法人が遺贈により無償で財産を取得した場合の取得価額を引き継がせる規定は存在しない。これは、個人から法人へ資産の取得価額を引き継がせることで、個人に帰属すべき資産の含み益を法人に帰属させることになり課税の税率も異なり、不合理なものとなるからである。

従って、所得税法 59 条の適用により、遺贈の時に“経済的利益の移転”が発生し、時価の算定日となる。

(3) 法人税法の取り扱い（法人税法基本通達 2-1-2 及び 14、租税特別措置法 37 の 10-19)

法人税法における資産の取得日は、原則として資産の引き渡し日とされており、選択により、契約の効力発生日とされている。

従って、原則通りであれば資産の引き渡し日である、株式の名义書き換え日が時価の算定日となり、選択により遺贈の効力発生日とすることができる。

しかしながら、原則通りに資産引き渡し日とした場合に、遺贈の効力発生日から引き渡し日までの期間のキャピタル・ゲイン課税が誰にも帰属されないこととなり整合性がとれない。そのため、“遺贈の効力発生日”を時価の算定日とすることが妥当であると考えるが、次の（４）の理由により、資産の引き渡し日が適当と思われる。

（４）各税法の立場における時価の算定日の相違について

上記で考察してきた通り、各税法において時価の算定日の考え方が異なる。これは、「相続税法では、被相続人が相続開始日に所有している財産に対する課税を目的としていること（資産課税）から、課税時期は相続開始日となり、そして、財産評価時点は、自ずと課税時期である相続開始日になり、所得税法も相続税法と同様に、経済的利益の移転に着目するため、相続開始日となる。法人税法は、ある事業年度に発生した所得に対する課税を目的としていること（所得課税）から、個人と法人とで遺贈に係る課税年分又は課税事業年度の取扱いに相違があったとしても、それぞれの課税目的に違いがあるため当然のことと考えられ」¹⁴⁴る。

第５項 事例への当てはめ

事例に当てはめると、遺贈者である佐藤氏の保有割合は32.74%¹⁴⁵であるため、保有割合が50%を超えないことから、法人税2条10号¹⁴⁶に規定する同族会社に該当しない。従って、既存株

¹⁴⁴ 遠山敏之『相続等発生における法人の処理』21-22頁（税務研究会，2014）（下線部筆者加筆）

¹⁴⁵ 前掲注52

¹⁴⁶ 法人税法2条10号 同族会社「会社（投資法人を含む。以下この号において同じ。）の株主等（その会社が自己の株式（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）第2条第14項（定義）に規定する投資口を含む。以下同じ。）又は出資を有する場合のその会社を除く。）の3人以下並びにこれらと政令で定める特殊の関係のある個人及び法人がその会社の発

主のみなし贈与課税の論点は本事例において何ら影響はない結果となった。

また、時価の算定日は前項で考察してきた通り、各税法の立場によって異なるが、みなし譲渡所得課税に係るキャピタル・ゲインの算定起算日は遺贈日（2022年3月21日）で、佐藤食品工業の自己株式の受け入れ時の時価算定日は資産の引き渡し日（2022年6月3日）となる。また、相続における財産評価の時価算定日は言うまでもなく、相続開始日（2022年3月21日）に異論はないであろう。

第4節 小括

本章では、本論文でのテーマでもある「自己株式を発行会社へ遺贈した場合の課税関係について」具体的な事例に当てはめ、それぞれの立場の課税関係を考察してきた。事例においては、同族会社に該当しないことから、既存株主へのみなし贈与課税について影響を及ぼさない結果となったが、日本企業の大半が同族会社である¹⁴⁷ことを踏まえると、既存株主へのみなし贈与課税の問題は生じる。

非上場会社の場合は、無償で財産の提供等を受けた前後の株価を算定することで経済的利益の移転を把握することは比較的容易であると考えられる。平成20年裁決において、「相続税法基本通達9-2に定める『株式又は出資の価額のうち増加した部分に相当する金額』は、無償で財産の提供等を受けた直後における同族会社の株式の価額から、無償で財産の提供等を受ける直前における当該株式の

行済株式又は出資（その会社が有する自己の株式又は出資を除く。）の総数又は総額の100分の50を超える数又は金額の株式又は出資を有する場合その他政令で定める場合におけるその会社をいう。」

¹⁴⁷ 佐藤・前掲注121

価額を控除して算出することが合理的である」¹⁴⁸と判示されている。一方、上場株式の場合はどうか。非上場株式と異なり、市場があるがゆえに相続以外の要因等も複合的に絡み、また、相続発生日や遺贈の公表時期にタイムラグが生じることで、株価にもどう影響されるかも不透明であり、みなし贈与の算定が実質的に困難である。そのため、上場会社が同族会社であった場合でも、非上場会社である同族会社と同様に同じ課税を課すことが実務上困難であることが想定される。しかしながら、上場の有無で課税が変わるのであれば、課税の公平にも反することになる。

¹⁴⁸ 国税不服審判所・公表裁決事例集No.75 493頁・平成20年5月30日裁決

結びに代えて

本研究のきっかけは、実際に公表された上場会社創業者の逝去に伴い自己株式を発行会社へ遺贈するという事例に接し、課税関係を整理していくうちに、本論文で論じてきた内容に問題意識をもったことに始まる。

第1章では、第2章で論ずる「みなし譲渡所得課税の納税義務者」についての前提知識である、遺贈と遺留分について簡潔にまとめた。

みなし譲渡所得課税の立法趣旨は、キャピタル・ゲインに対する課税の無期限の延期を防止することを目的としており、未実現利益であっても、課税の無期限の繰延による課税漏れを防止するために、資産の移転を契機に、資産所有者の所有期間中のキャピタル・ゲインに対して所得税を課すことで課税の公平を保っている。また、包括遺贈と特定遺贈とでみなし譲渡所得課税の納税義務者が異なり、特定遺贈の場合は特定受遺者には納税義務が承継されないことが現行法令上の扱いである。例えば包括遺贈であったとしても、みなし譲渡所得課税の納税義務の負担割合は、遺贈割合に応ずることになり、相続人にも納税義務が及ぶ。そのため、特定遺贈と同様に課税の公平、担税力の観点から課題が残る法制度となっている。本内容は第2章で整理した。

さらに、第3章では、遺留分侵害額請求が行われた場合のみなし譲渡所得課税について触れた。民法改正により、遺留分制度が金銭債権化されたことで、課題であった遺産の共有回避には繋がったが、改正により新たな不合理な課税関係が生じた。金銭の支払いが困難なことにより遺産の現物返還を行った場合、当該現物返還が、資産の譲渡等に該当し課税対象となったのである。これは、遺留分侵害者へ過度な税負担を与え、担税力の観点から問題である。当該遺贈資産の現物返還は民法改正前と同様に、譲渡がなかったものと

することが妥当であり、所得税基本通達 33-1 の 6 に定める資産には、当該遺留分侵害額に相当する金銭の支払請求の基因となった遺贈又は贈与により取得したものを“含む”のではなく、“除く”とした方がよいと考える。

家督相続制度廃止時に、特定受遺者の納税義務についての改正が行われなかったことが現在の不合理な課税関係となっていると考える。実際に立法措置を望む声も挙がっており、実務家である筆者からしてみても、納税者の立場を考えると早期な法整備を望む。しかし、法整備はそう簡単には行われないため、第 4 章で、遺贈に係るみなし譲渡所得課税の納税義務について担税力や課税の公平の観点から問題であるため、経済的な利益を享受している受遺者が納税負担を負えないか、現行法令上で対応できる方法がないか若干の考察を行った。しかしながら、各種方法はそれぞれにメリット・デメリットが存在するため、現実的には、状況に応じた最適な方法を検討せざるを得ない結果となった。

第 5 章では、みなし贈与課税について概観した。相続税法 9 条のみなし贈与課税は、法的には、贈与とはいえないが、実質的には贈与と何ら変わらないため、課税の公平を保つために、贈与とみなして課税の対象とされる。実質的に贈与があったのと同様の経済的利益の移転の事実があれば、贈与契約の必要性を問わず、贈与税を課税することが妥当であると判例から整理できた。従って、遺贈に伴う自己株式取得による遺贈株主から他の株主への経済的利益の移転が行われたということができる。

これらを踏まえて、第 6 章において実際の事例を用いて考察した。遺贈者においては、自己株式の遺贈に伴い、みなし譲渡所得課税が発生し、納税義務は相続人に承継される。受贈者においては、自己株式の取得は資本等取引に該当するため受け入れ時の課税関係に影響は生じない。また、既存株主においては、第 5 章において論じたみなし贈与課税の対象となるが、論文内で取り上げた事例においては、結果として要件である、「同族会社」に該当しないため、

みなし贈与課税の対象外となった。

本研究のテーマでもある、自己株式を発行会社へ遺贈した場合は、相続税法基本通達 9-2（株式又は出資の価額が増加した場合）の適用が想定されるが、同通達は、同族会社に対して、財産の無償提供等により当該同族会社の株式価値が増加することで、結果として、当該会社の株主等が無償で経済的利益を受けていることになるから、相続税法 9 条が適用される。

しかし、当該会社が、上場しているか否かで課税関係は変わるであろうか。

非上場会社の場合は、無償で財産の提供等を受けた前後の株価を算定することで経済的利益の移転を比較的容易に把握することができ、実際の裁決事例についても本論文で述べている。問題となるのが、上場会社の場合である。日本企業の大半は上場会社含め、同族会社である。上場会社の場合、みなし贈与課税を行うために、株価の算定をどのように行うのかが問題である。株式が上場しているため、無償の財産提供等のみを起因とした株価の増減を算定することは実質的に不可能（株価は一般的には市場経済のあらゆる要因で株価が形成されるため）であると考えられる。この場合、課税実務上どのように課税されるのであろうか。税理士仲間や国税出身者に相談してみたが回答は得られず、課税実務上は不可能に近いと、課税当局も徴収不可能として、課税できないのではないだろうか。そうであるとすると、株式の上場の有無で課税関係が異なるのならば、課税の公平が保たれず租税法律主義に反することになるのではないだろうか。

この点に関しては、本論文では研究ができなかったため、今後の研究課題としていきたい。

参考文献一覧（登場順）

- 武田昌輔監修『DHC コンメンタール相続税法第6巻』（第一法規, 1981年）
- 潮見佳男『詳解 相続法』（弘法堂, 第2版, 2022）
- 金子宏『租税法』（弘文堂, 第22版, 2017）
- 大野栄一郎『シャープ勧告と我が国の税制』（日本租税研究協会, 1983）
- シャープ税制研究会編者『シャープの税制勧告』福田幸弘監修（霞出版社, 1985）
- 小林栢弘「遺言と譲渡所得税」（信託 209号, 2002）
- 植松守雄『所得税法における「課税所得」をめぐって』（一橋論叢 77巻 2号, 1977）
- 東京地判平 13・2・27 税資 250号
- 大阪弁護士会・友新会編『弁護士業務にまつわる税法の落とし穴』
- 谷口勢津夫『税法基本講義 第7版』（弘文堂, 2021）
- 最判昭 43・10・31 訟務月報 14巻 12号
- 金子宏『所得概念の研究』（有斐閣, 1995）
- 伊川正樹『みなし譲渡所得に「担税力」はあるのか』（名城大学法学部）
- 中里実「みなし譲渡と時価主義」『譲渡所得の課税（日税研論集 50号）』（日本税務研究センター, 2002）
- 小林栢弘「法人に対する特定遺贈とみなし譲渡所得課税」税務事例 33巻 5号（2001）
- 山田重將「法人に対する不動産の遺贈に係るみなし譲渡所得課税に関する問題点—受贈法人への遺留分減殺請求が行われた場合を中心に—」（税大論叢 76号, 2013）
- 寄付白書発行研究会「寄付白書 2021」（日本ファンドレイジング協会, 2021）
- 寄付研究促進委員会「寄付白書プラス 2024」（日本ファンドレイジング協会, 2024）<https://jfra.jp/wp/wp-content/uploads/2024/06/fb598bc8ceec769cba068d94c49e144.pdf>
- 島津一郎・久貴忠彦編『新・判例コンメンタール民法 15 相続(2)』（三省堂, 1992）
- 小柳誠「換価遺言が行われた場合の課税関係について」（税大論叢 85号, 2016）
- 鹿田良美「不動産の換価代金を遺贈する旨の遺言があった場合の課税関係に

ついて」税法学 567 号（日本税法学会, 2012）

古谷勇二「相続税法第 9 条の『みなし贈与』について－資本取引等を巡る課税関係を中心として－」（税大論叢 85 号, 2016）

国税庁資産課税課「相続税及び贈与税等に関する質疑応答事例（民法（相続法）改正関係）について（情報）」資産課税情報第 17 号令和 2 年 7 月 7 日
https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/sozoku/pdf/0020007-054_01.pdf

国税庁資産課税課『「租税特別措置法（株式等に係る譲渡所得等関係）の取扱いについて」等の一部改正について（法令解釈通達）』の趣旨説明（情報）」資産課税情報第 16 号令和元年 9 月 30 日 <https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/shotoku/joto-sanrin/0019009-092/0019009-092.pdf>

最判平 4・11・16 税資第 193 号

最判昭 63・7・19 税資第 165 号

伊藤俊一『Q&A 所得税法・消費税法におけるみなし譲渡のすべて』（ロギガ書房, 2021）

全国レガシーギフト協会『遺贈寄付ハンドブック（改訂版 2 版）』（日本ファンドレイジング協会, 2022）

中山裕嗣『徴収・滞納処分で困ったときの解決ヒント～税務相談の現場から～』（大蔵財務協会, 2019）

さいたま地判平 22・3・24 税資（徴収関係）順号 22-15

島津一郎・久貴忠彦編『新・判例コンメンタル民法 15 相続(2)』（三省堂, 1992）

昭和 28 年 2 月 10 日 衆院大蔵委員会

東京地判昭 51・2・17 税務訴訟資料 87 号

桜井四郎『相続税』（中央経済社, 1959）

東京高判平 27・4・22 税務月報 63 卷 12 号

武田昌輔監修『DHC コンメンタル相続税法第 1 卷』（第一法規出版, 1981）

東京地判昭 47・12・25 税資 57 号

奥山尚『相続税法基本通達の改正について（Ⅱ）』税経通信 14 卷 5 号（1959）

白崎浅吉＝桜井四郎『相続税法解説』（税務研究会, 1986）

大阪地判平 24・6・1 税資第 262 号 順号 11963

東京高判平 27・4・22 訟務月報 63 卷 12 号

田中啓之「判批」中里実ほか編『租税判例百選』（有斐閣，第7版，2021）

甲斐裕也編『相続税法基本通達逐条解説』（大蔵財務協会，2024）

佐藤俊夫監修『ファミリービジネス白書 未曾有の環境変化と危機突破力』（株式会社白桃書房，初版，2022）

清水秀徳「自己株式の無償・低廉取得に係る法人税の課税関係」（税大論叢66号，2010）

東京高判平 22・12・15 税資 260 号 順号 11571

最判昭 63・7・18 刑集 42 卷 6 号

土屋俊康「法人税法の一部改正」税通 28 卷 7 号（1973）

最判平 18・1・24 判タ 1203 号

遠山敏之『相続等発生における法人の処理』（税務研究会，2014）

国税不服審判所．公表裁決事例集No.75 平成 20 年 5 月 30 日裁決